



ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔IV〕*

—第3期の協調的連邦主義による全州的財政調整への展開—

中井 英雄 ・ 伊東 弘文 ・ 齊藤 慎

目 次

- I. 旧東ドイツ新州の参加による全州的財政調整
／現行制度による新州の受け入れ／天井に接近する売上税引渡率／州間財政調整の総額のピーク／
- II. 売上税による全体責任と州間財政調整の間接限界責任
 1. 税収分割の間接限界責任と売上税配分の全体責任
／垂直的税収配分と地域収入の原則／所得税・法人税の税収分割法／売上税配分による92%保障／
 2. 州間の水平調整による間接限界責任
／州税と市町村税の財政力測定値／補正人口と調整額測定値／交付金・拠出金総額の拠出率再算定／
 3. 保障条項による順位逆転の修正
／交付州95%への2分の1保障／拠出州100%への4分の1保障／拠出金の上限と順位逆転の修正／
- III. 売上税引き渡しの垂直的執行とドイツ統一基金
 1. 第1次施行令の売上税の予算引渡率
／内国売上税見込み額の新州・旧州別シェア／予算引渡率の過小設定／
／新州への引き渡し月額の過小設定／
 2. 第2次施行令の決算引渡率と制度的過小設定の有効性
／第2次施行令の決算引き渡し額／予算と決算の乖離項目／中間決算による過小設定の清算／
 3. ドイツ統一基金の州分担金の清算
／ドイツ統一基金への州分担金／州分担金の算定方法／輸入売上税州分の連邦留保による清算／
- IV. 連邦と富裕州が支える協調的連邦主義の頑健性
／連邦補充交付金による全体責任の確保／全体責任に依存した新州の参加／
／協調的連邦主義の頑健性／

*) 本稿は、中井 (2007:118) や中井・伊東・齊藤 (2007, 2008a, 2008b) で指摘したように、戦後から約55年間の第1次施行令案 (予算) と第2次施行令 (決算) の算定方法を中心とした研究の第IV章であり、標準法が導入された2005年以後の第V章 (最終章) は『大阪大学経済学』第59巻第3号 (2009年12月) に連載を予定している。なお、本稿の法令や議会資料等については、国立国会図書館や近畿大学中央図書館の寺尾隆 (2006) を初めとする職員の方々、齊藤研究室の仲間ミサ氏の協力を得た。記して感謝の意を表したい。

概要 旧東ドイツの新州は、1995年の全州的財政調整への参加において、州間財政調整よりも、連邦補充交付金に大きく依存した。しかし、新州の参加は、財政調整制度の構造改革を必要としなかった。この調整制度は、協調的連邦主義として1970年以降の第3期に確立したものである。ドイツの協調的連邦主義とは、各州が州間財政調整で発揮する間接限界責任と、連邦政府が貧困州に対する補充交付金によって生活関係の統一性を維持する全体責任との調和である。この協調的連邦主義の頑健性が、新州の参加によって証明されたのである。

キーワード 協調的連邦主義, 全州的財政調整, 売上税配分, 間接限界責任, 全体責任
原稿受理日 2008年9月25日

Abstract The new states in Germany depended more heavily on federal supplementary grants than on interstate equalization payments, when they participated in those fiscal arrangement systems in 1995. This participation of the new states, however, did not force structural change on the fiscal system of interstate equalization payments. This system of German co-operative federalism had been in existence throughout from 1970 to the present. In the German co-operative federalism system, the “indirect marginal accountability” of the states in interstate equalization payments was harmonized with federal.

Key words co-operative federalism, interstate equalization payments, sales tax sharing, indirect marginal accountability, full accountability

備考) 第3期の全州的財政調整以後の各州は、以下の通りである。

バーデン・ヴュテンベルク [BW: Baden-Württemberg], バイエرن [BY: Bayern], ベルリン [BE*: Berlin], ブランデンブルク [BB*: Brandenburg], ブレーメン [HB: Bremen], ハンブルク [HH: Hamburg], ヘッセン [HE: Hessen], メクレンブルク・フォアポンメルン [MV*: Mecklenburg-Vorpommern], ニーダーザクセン [NI: Niedersachsen], ノルトライン・ヴェストファーレン [NW: Nordrhein-Westfalen], ラインラント・プファルツ [RP: Rheinland-Pfalz], ザールラント [SL: Saarland], ザクセン [SN*: Sachsen], ザクセン・アンハルト [ST*: Sachsen-Anhalt], シュレスヴィヒ・ホルシュタイン [SH: Schleswig-Holstein], テューリンゲン [TH*: Thüringen]。なお、カッコ内の*は旧東ドイツの新州を意味する。

I. 旧東ドイツ新州の参加による全州の財政調整

現行制度による新州の受け入れ 旧東ドイツの新州が連邦・州間財政調整に参加した「全州的財政調整」は、1970年に始まる多段階調整の「第3期のなかにある」と考えられる(中井, 2007: 99, 中井・伊東・齊藤, 2007: 5)。

旧東ドイツの新州の参加は、ドイツ統一から5年を経た1995年であるが、州の参加や合併は、今回と規模こそ違うが、過去にもあった。例えば、1950年からの第1期では、バーデン州、ヴュテンベルク・バーデン州、ヴュテンベルク・ホーエンツォーレン州が1952年に合併してバーデン・ヴュテンベルク(BW)州になったり、リンダウ(Lindau)郡が1955年に吸収されたりしている。1956年からの第2期でも、ザールラント(SL)州が1961年に参加しているが、これによって州間財政調整の制度が大幅に改正されることはなかった(中井・伊東・齊藤, 2007: 27, 2008a: 105)。

ただし、この財政調整制度は、州間の水平調整を特徴とするので、旧東ドイツ新州の参加は、交付金総額や連邦補充交付金などの「調整規模」に多大な影響を及ぼすことになる。事実、全州的財政調整は、調整制度の抜本改正ではなく、調整規模の構造変化をもたらした。しかし、第3期の多段階調整は、税収分割や州間水平調整の間接限界責任と、売上税配分や連邦補充交付金の全体責任が融合した頑健な「協調的連邦主義」のもとにあるので、「調整制度」は構成メンバーの変更によって大幅に改正する必要はなかったのである。

天井に接近する売上税引渡率 ドイツの連邦・州間財政調整は、「国際的にも稀な水平的財政調整ではあるが、実務的には、交付金および拠出金の移転それ自体は「垂直的」な形でおこなわれる。〈中略〉基本法の「地域収入の原則」を連邦国家の財政上の基本原則とし、「地域収入」をさらに、自州の税務当局による徴税収入と等値するならば、拠出州が連邦および財政力の弱体州に対して支払う「犠牲」と、そこからもたらされる「苦痛」は、州から連邦への売上税の引渡率の「天井」(100%)との接近度によって測られる」(伊東, 1989a: 226-8)としている。

事実、連邦大蔵省が年初に公布する第1次施行令第1条は、2000年の場合、州税務当局が所管する内国売上税の連邦分52.00766465%に対し、州ごとの予算引渡(Ablieferung)率を指示している(中井・伊東・齊藤, 2008b)。ハンブルクやヘッセン州の予算引渡率(第2次施行令の決算引渡率)はそれぞれ、88.8%(94.7%)、88.6%(97.2%)で、「もはや限界に近づいている」(伊東, 1989a: 228)というわけである。また、旧東ドイツの新

州は、引渡率がゼロにとどまらず、連邦からの月別引き渡し額を受け取るから、各州間の格差の増大は、利害感情の対立に拍車をかけることになる。

確かに、全州的財政調整の最も大きな変更点は、売上税に関する連邦と州の垂直的税収配分にある。所得税・法人税は、1969年の基本法改正で連邦と州の「折半ルール」が規定されたが、売上税の垂直的税収配分は、数年ごとに連邦法で規定される。この垂直的税収配分に関して、売上税の連邦分は1970年の70%（州分30%）から1994年には63%（37%）まで数年ごとに低下している。この売上税の連邦分は、全州的財政調整の1995年には、56%（州分44%）に、1996・97年にはそれが50.5%（州分49.5%）に引き下げられ、売上税も「折半ルール」に接近してきた。さらに、1998年からは市町村も、売上税の垂直的税収配分に参与するようになってきている。

州間財政調整の総額のピーク ドイツの連邦・州間財政調整制度は、シュメルダース（1970）やレンチュ（1991）の他、我が国では伊東（1989a, 1994-5, 1995a）などの包括的な研究がある。本稿に関連して、特に伊藤（1976）は1972年の第1次施行令の付表に基づいて、州間財政調整の計算根拠を明らかにした先駆的研究である。また、Zabel（1985）は、1984年の第1次施行令の全文（付表含む）を掲載し、伊東（1989a）がその付表を紹介している。最近では、中村（2002）が2005年以降の改正を紹介している。

本稿では、第1に、これらの研究を踏まえながら、伊東（1994-5）が詳細に分析した連邦財政整理計画実施法 [Gesetz zur Umsetzung des Föderalen Konsolidierungsprogramms-FKPG, vom 23. Juni 1993 (BGBl. 1993 IS 944, 977)] のなかにある全州的財政調整法1993年とその後の改正に基づいて、2000年の第1次施行令（2000）と第2次施行令（2002）の行政手続きや計算根拠を明らかにする⁽¹⁾。全州的財政調整の分析方法には、2005年に標準法が導入されるので、1995年と2004年の比較も考えられる。だが、ドイツ・マルク（DM）の通貨表示は2001年からユーロに変更されたことや、中井・伊東・齊藤（2007, 2008a, 2008b）との連続性に配慮して、州間財政調整の総額という調整規模がピークの2000年に分析対象を限定した。

第2に、第1次施行令による売上税の予算引渡率が、利害対立の深刻度を表す指標の一

(1) 第1次施行令の付表 (Anlage) 1 から付表 5 (以下、これらを予算付表) は、引渡率の計算根拠を示したもので、財政調整の予算に相当する。これに対し、通常2年後に発布される第2次施行令 (Zweite Verordnung zur Durchführung) は、決算に相当し、清算処理を行って財政調整手続きを終了する。その内容は、予算・決算の乖離の清算と、ドイツ統一基金の各州分担金の計算根拠が付表 1 から付表 7 (以下、これらを決算付表) で示されている。2000年の予算と決算の付表は、合計12枚に及ぶが、参考資料 1 のように同じ形式で予算と決算の期間が異なる3種類と、予算や決算に固有の6種類に分かれる。

つであることから、その設定方法をより詳細に分析する。予算引渡率は過小設定されるが、決算との差額のほとんどは各州の財政運営に配慮して、四半期ごとの中間決算で清算されている。したがって、第2次施行令の決算は、中間決算との差額清算に過ぎないことを明らかにする。

第3に、第2次施行令は、ドイツ統一基金の州分担金を含む財政調整の決算数値を確定し、「金庫面」で清算するから、その州分担金の算定方法と清算処理の行政手続きを分析する。これらの分析を踏まえて、第3期の多段階調整は、州間の間接限界責任と連邦の全体責任が融合した頑健な「協調的連邦主義」のもとにあり、新州の参加によって調整規模の構造変化は避けられなかったが、「調整制度」は大幅な改正を要しなかったことが明らかになる。

II. 売上税による全体責任と州間財政調整の間接限界責任

1. 税収分割の間接限界責任と売上税配分の全体責任

垂直的税収配分と地域収入の原則 ドイツ連邦・州間財政調整の算定方法は、第I段階の地域収入の原則、第II段階の所得税・法人税の税収分割、第III段階の売上税配分、第IV段階の州間財政調整、第V段階の連邦補充交付金の多段階に分けられる(Geske,1985,伊東,1989a:188-190)。第1次施行令の2000年予算の計算手続きも、表(予算付表)1-1~1-4のように126行[以下、各行番号を(126)のように表す]からなるが、(1)~(3)行のそれぞれ実人口数、州や市町村の補正人口数を別にすると、ほぼI~IVの段階に従っている。ただし、第V段階の連邦補充交付金は、財政調整法第11条に基づくが、州間の水平的財政調整の外側にあることから、第1次施行令の予算や第2次施行令の決算

参考資料1 2000調整年度の第1次施行令と第2次施行令の付表の体系		
〈同じ形式〉	〈第1次施行令〉	〈第2次施行令〉
財政調整2000：予算付表1 (1998.10.01~1999.09.30),	決算付表1 (2000.01.01~2000.12.31)	
各州の物税租税力： 予算付表3 (1998暦年),	決算付表5 (1999暦年)	
市町村補正人口数： 予算付表4 (1998.06.30),	決算付表4 (2000.06.30)	
〈固有形式〉	〈第1次施行令〉	〈第2次施行令〉
予算付表2 (各州の引渡率の計算),	決算付表2 (各州の売上税配分額の清算)	
予算付表5 (売上税市町村分の各州配分率),	決算付表3-1 (ドイツ統一基金の州分担金)	
	決算付表3-2 (金庫面での清算：筆者追加)	
	決算付表6 (売上税配分とドイツ統一基金の州分担金)	
	決算付表7 (拠出金・交付金と金庫面での清算額)	

出所) 筆者作成。

も、その計算根拠を示していない。なお、表の各項目の算定式は、筆者が追加した。

表1-1の給与所得税(4)、査定所得税(6)、未査定所得税(10)、利子源泉税(12)、法人税(15)は、基本法第107条1項1文の「地域収入」の原則、すなわち源泉地原則に従って、各州税務当局が実際に徴収した1999年度の徴収額である。この地域収入の確定は前段階の垂直的税収配分と表裏の関係にあり、2000年の配分比率は以下の通りである。

給与所得税と査定所得税は市町村の所得税参与として15%、利子源泉税のそれは12%が控除される。残りの所得税と法人税は、基本法第106条3項により、連邦と州の共同税として半分が州に帰属する。財政調整法第1条1項の1997年改正により、1999年からは、売上税収入の内、年金保険に対する連邦補助金の増加に伴う負担調整として、まず5.63%が連邦に帰属する。残りの税収の内、2.2%は市町村の税収、50.25%が連邦、49.75%が州の税収になる。このため、各政府段階の売上税配分は、連邦が52.00766465%、州が45.91619535%、市町村が2.07614%になる^②。

州固有税(21~29)には財産税、相続税、不動産取得税、自動車税、競馬税・宝くじ税、ビール税、カジノ税がある。その各州合計は2000年予算で428億DM(ドイツ・マルク)であるが、不動産取得税と自動車税の各州合計(それぞれ、121億DM、138億DM)がその太宗を占める。

所得税・法人税の税収分割法 所得税や法人税の税収分割分(Zerlegungsanteil)は、1970年12月17日の給与所得税・法人税分割法に基づいている。第1に、給与所得税(Lohnsteuer)は、源泉徴収義務者からの徴収額が給与所得者の居住地(州)に従って分

② 垂直的税収配分は、参考資料2のように、売上税が1995年に連邦56%と州44%であったが、1996年から1999年まで連邦50.5%と州49.5%、2000年と2001年が連邦50.25%と州49.75%、2002年は連邦49.6%と州50.4%に変更されている。また、年金保険の負担調整が連邦分として1998年から3.64%、1999年から2002まで5.63%、売上税の市町村分が1998年から2002年まで2.2%に変更されている。なお、2000年の売上税配分は、連邦が52.00766465% [$=50.25\% \times (1-5.63\% - 2.07614\%) + 5.63\%$]、州が45.91619535% [$=49.75\% \times (1-5.63\% - 2.07614\%)$]、市町村が2.07614% [$=2.2\% \times (1-5.63\%)$] になる。

	参考資料2 2000年の連邦・州・市町村の垂直的税収配分 [単位：%]		
	連邦	州	市町村
給与所得税	42.5 (50)	42.5 (50)	15
査定所得税	42.5 (50)	42.5 (50)	15
利子源泉税	44 (50)	44 (50)	12
法人税	50	50	
売上税	52.00766465 (50.25)	45.91619535 (49.75)	2.07614
営業税市町村納付金	4.9	15.5	79.6

注) 営業税市町村納付金は、Bundesministerium der Finanzen (2002:278), *Finanzbericht*, の数値。

出所) 筆者作成。

割される(伊東, 1989a: 204)。この税収分割の各州合計は、2000年予算で±126.5億 DM (5)であり、給与所得税全体2,650.6億 DM の4.8%を占めるに過ぎないが、特にハンブルク(HH)都市州は、給与所得収入121.6億 DM (4)のうち、35.7%の-43.4億 DM (5)が他の州に税収を分割される。

第2に利子源泉税(Zinsabschlag)の税収分割も、各州合計は±34.6億 DM (13)で利子源泉税全体119.3億 DM (12)の29.0%を占めるが、その調整額は、金融機関が集中するフランクフルトを有するヘッセン(HE)州のみが-34.6億 DM を拠出している。

第3に、法人税の分割基準は、事業所が複数の州に所在する場合、それぞれの事業所の給与・報酬支払額であるが、個人事業の場合は、税額の2分の1は法人企業と同一の分割基準で、残りは事業所売上高の基準で、税額が分割される(伊東, 1989a: 205)。法人税の税収分割の各州合計は、±31.5億 DM (16)で法人税収入全体471.5億 DM (15)の6.7%を占めるに過ぎないが、ノルトライン・ヴェストファーレン(NW)州の分割分が-25.7億 DM (16)で分割総額の81.6%を拠出している。

この他、査定所得税、未査定所得税、法人税は、還付金割当額(Erstattungen)で調整され、給与所得税と査定所得税は市町村参与の15%(9)、利子源泉税は市町村参与の12%(14)が控除され、残りの所得税・法人税の50%が州分になり、各州合計は1,573.2億 DM (19)に及ぶ。売上税や鉱産税(以下、売上税等)を除く州税は、それに財政調整算入の営業税納付金州配分額(20)と州固有税を合わせたものであり、各州合計は、2,001.1億 DM (30)に及んでいる。

売上税配分による92%保障 売上税州分の各州合計は表1-1のように、1999年度徴収実績で121,016,586千 DM (38)になる^③。売上税の州間配分は、第1に売上税州分の25%を限度として、売上税等を除く州税の実人口1人当たり金額の92%(以下、92%保障)を保障し、第2にその残りが各州の実人口数で按分される。

2000年予算の売上税等を除く州税の各州合計は200,118,473千 DM (31)であり、これを総実人口数で割ると、実人口1人当たり金額は2,440DM となる。この金額の92%に相当する2,245DM に対し、例えば、ザクセン州(SN*)の実人口1人当たり金額は1,008DM

③ 州財政局が所管する内国売上税の各州合計は、表(予算付表)2-1と表2-2(この表の行を[]で示す)のように、1999年度の徴収額の実績215,459,302千 DM [1]であり、参考資料2の売上税の垂直的税収配分による州分は、98,930,714千 DM [3: =215,459,302×45.91619535%]となる。他方、連邦大蔵省が所管する輸入売上税(Einfuhrumsatzsteuer)州分の各州合計は、同様の垂直的税収配分によって22,085,872千 DM [4]になる。これらを合わせた「売上税州分」の各州合計は表1-1のように、1999年度徴収実績で121,016,586千 DM (38)になる。

表(予算附表) 1-1 州間財政調整2000(1998.10.01-1999.09.30) [1,000DM]

	NW	BY	BW	NI	HE	SN*	RP	ST*
【補正人口数】								
1 実人口数(1999.03.31)(人)	17,971,129	12,092,831	10,427,963	7,865,837	6,035,591	4,481,049	4,024,350	2,668,557
2 州税の補正人口数(人)	17,971,129	12,092,831	10,427,963	7,865,837	6,035,591	4,481,049	4,024,350	2,668,557
3 市町村税の補正人口数(人)	20,576,943	13,048,165	11,303,912	8,628,823	6,615,008	4,839,533	4,378,493	2,852,687
【第I段階(地域収入)と第II段階(所得税・法人税の州間分割)】 所得税・法人税州配分額								
4 給与所得税	65,729,276	44,140,874	41,038,585	19,873,767	28,347,483	5,619,700	9,778,262	2,928,876
5 税収分割分 (1998.07.01-1999.06.30)	-3,587,593	-100,718	-1,688,907	2,744,681	-2,261,742	1,409,700	2,398,829	895,962
6 査定所得税	8,638,745	4,574,500	4,632,678	1,552,054	1,422,909	-1,650,707	649,161	-927,679
7 還付金州割当額 (1998.10.01-1999.09.30)	-465,254	-192,090	-197,643	-65,232	-37,680		-18,618	
8 小計:(4+5+6+7)	70,315,174	48,422,566	43,784,713	24,105,270	27,470,970	5,378,693	12,807,633	2,897,159
9 所得税市町村参与15%の控除 :- (8)×0.15	-10,547,276	-7,263,385	-6,567,707	-3,615,791	-4,120,646	-806,804	-1,921,145	-434,574
10 未査定所得税	8,827,645	4,282,302	3,711,920	1,353,496	4,287,481	152,082	1,006,097	88,160
11 還付金州割当額 (1998.10.01-1999.09.30)	-1,123,275	-576,701	-987,036	-171,231	-575,543	-20,997	-199,383	-12,623
12 利子源泉税	1,973,052	2,055,204	1,325,586	589,024	4,284,217	48,981	287,855	20,283
13 税収分割分 (1998.07.01-1999.06.30)	821,401	206,389	470,223	444,732	-3,460,143	274,911	261,086	171,670
14 市町村参与12%の控除 :- [(12)+(13)]×0.12	-335,334	-271,391	-215,497	-124,051	-98,889	-38,867	-65,873	-23,034
15 法人税	12,836,435	8,270,649	6,735,106	5,073,191	5,804,178	408,303	2,277,184	247,312
16 税収分割分 (1998.07.01-1999.06.30)	-2,571,466	-17,627	667,640	-165,920	522,653	325,492	232,213	180,302
17 還付金州割当額 (1998.10.01-1999.09.30)	-711,502	-604,980	-255,436	-338,751	-305,351	-45,682	-107,457	-23,950
18 所得税・法人税の連邦・州 合計:(8+...+17)	79,484,854	54,503,026	48,669,512	27,149,970	33,808,928	5,676,112	14,578,209	3,110,705
19 所得税・法人税の連邦・州 合計の50%:(18)×0.5	39,742,427	27,251,513	24,334,756	13,574,985	16,904,464	2,838,056	7,289,105	1,555,353
20 財政調整算入の営業税納 付金州配分額 (州固有税の収入)	806,689	609,834	547,897	337,510	338,817	44,338	152,654	11,282
21 財産税	296,976	152,652	167,515	111,683	123,439	0	71,109	
22 相続税	1,463,740	1,189,485	857,415	341,051	429,179	25,773	283,872	9,079
23 不動産取得税(租)	2,539,697	2,061,810	1,590,725	978,845	918,681	695,952	487,318	272,190
24 自動車税	3,003,960	2,278,637	1,930,114	1,442,404	1,045,040	622,680	746,232	364,869
25 競馬税・宝くじ税	717,857	523,041	454,408	290,442	242,675	113,740	228,259	64,035
26 消防税	130,936	95,223	85,587	59,082	45,401	22,309	26,545	14,773
27 ビール税	468,039	327,137	124,182	77,449	74,910	138,327	86,055	45,010
28 カジノ税	204,574	107,104	178,035	154,098	114,187	16,951	123,053	10,956
29 その他州税								
30 売上税等を除く州税の合計 :(19+...+29)	49,374,895	34,596,435	30,270,634	17,367,550	20,236,792	4,518,127	9,494,202	2,347,544
【第III段階(売上税配分の財政調整)】 売上税の州配分額 (45.91619535%)								
31 売上税等を除く州税の実人口按分額 :[Σ(30)/Σ(1)]×(1)	43,850,197	29,506,940	25,444,603	19,192,923	14,727,058	10,933,920	9,819,558	6,511,374
32 超過額又は不足額:(30)-(31)	5,524,698	5,089,495	4,826,031	-1,825,373	5,509,734	-6,415,793	-325,356	-4,163,830
33 実人口按分額の92%に満 たない不足額:(31)×0.92 -(30)[負符号ゼロ]				289,940		5,541,079		3,642,921
34 売上税州分の実人口按分額 100%:Σ(34)/Σ(1)×(1)	26,517,298	17,843,576	15,386,980	11,606,435	8,905,816	6,612,011	5,938,129	3,937,589
35 売上税州分の実人口按分 額75%:(34)×0.75	19,887,973	13,382,682	11,540,235	8,704,826	6,679,362	4,959,009	4,453,597	2,953,192
36 第2条第2項による売上税 補充分:(33)再掲	0	0	0	289,940	0	5,541,079	0	3,642,921
37 残額の実人口配分:[Σ(34)- Σ(35)-Σ(36)]/Σ(1)×(1)	2,542,691	1,710,985	1,475,427	1,112,918	853,961	634,013	569,395	377,568
38 売上税の各州配分額 :(35+36+37)	22,430,665	15,093,667	13,015,662	10,107,684	7,533,323	11,134,100	5,022,992	6,973,680

出所) 第1次施行令案2000 (BR. Drucks. 169/00)。

ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔IV〕(中井・他)

SH	TH*	BB*	MV*	SL	BE	HH	HB	合計	〈確認チェック〉
2,766,410	2,458,429	2,590,744	1,796,474	1,072,797	3,394,119	1,701,528	666,758	82,014,566	0
2,766,410	2,458,429	2,590,744	1,796,474	1,072,797	4,582,061	2,297,063	900,123	84,031,409	-1
2,954,526	2,605,935	2,735,826	1,904,262	1,173,640	4,534,543	2,198,374	800,110	91,150,779	1
6,930,320	2,701,200	3,161,419	1,997,012	2,790,481	10,619,426	12,163,597	2,738,210	260,558,491	-3
1,985,990	854,314	1,260,410	663,661	64,295	378,045	-4,341,427	-675,500	12,655,887	-12,655,887
1,060,975	-991,314	-1,077,241	-676,316	11,529	347,130	1,964,431	435,652	19,966,505	2
-52,440				-1,079	-9,188	-105,318	-23,647	-1,168,190	1
9,924,845	2,564,201	3,344,588	1,984,356	2,865,227	11,335,413	9,681,283	2,474,715	279,356,806	0
-1,488,727	-384,630	-501,688	-297,653	-429,784	-1,700,312	-1,452,192	-371,207	-41,903,521	0
358,731	93,787	93,804	63,852	195,958	636,025	1,151,520	152,418	26,455,279	-1
-65,034	-15,649	-11,884	-9,680	-24,382	-109,802	-157,314	-30,126	-4,090,659	-1
184,438	24,708	21,083	14,766	75,680	488,424	433,729	103,138	11,930,168	0
202,060	151,800	161,915	113,654	26,258	116,889	29,904	7,252	3,460,143	-3,460,142
-46,380	-21,181	-21,960	-15,410	-12,233	-72,638	-55,636	-13,247	-1,431,620	-1
1,245,926	264,392	329,068	177,316	198,840	477,103	2,391,860	418,103	47,154,965	1
194,880	315,839	128,366	131,797	95,808	354,198	-393,781	-395	3,149,189	-3,149,190
-100,707	-30,284	-24,521	-18,931	-26,546	-94,823	-131,319	-10,748	-2,830,990	2
10,410,032	2,962,982	3,518,770	2,144,066	2,964,826	11,430,478	11,498,054	2,729,904	314,640,429	-1
5,205,016	1,481,491	1,759,385	1,072,033	1,482,413	5,715,239	5,749,027	1,364,952	157,320,215	-1
104,331	22,432	37,256	17,323	30,227	111,741	140,143	32,960	3,345,435	-1
48,789				22,542	38,062	53,381	9,249	1,095,397	0
149,688	10,057	12,529	5,339	50,651	333,943	412,220	52,786	5,626,805	2
468,416	252,439	334,508	258,351	112,153	727,662	318,647	115,676	12,133,069	1
507,950	360,967	396,979	252,847	187,251	382,428	242,080	95,570	13,860,008	0
100,683	55,589	61,289	34,944	44,404	126,056	122,238	26,488	3,206,149	-1
21,800	12,346	14,417	9,228	8,188	37,780	17,795	6,705	608,114	1
25,479	41,594	34,397	32,644	43,052	36,908	50,313	38,558	1,644,053	1
52,355		4,891	7,263	35,999	135,337	95,310	39,116	1,279,228	1
									0
6,684,506	2,236,915	2,655,650	1,689,973	2,016,880	7,645,155	7,201,156	1,782,059	200,118,473	0
6,750,139	5,998,655	6,321,508	4,383,461	2,617,663	8,281,772	4,151,789	1,626,913	200,118,473	0
-65,633	-3,761,740	-3,665,858	-2,693,488	-600,783	-636,617	3,049,367	155,146	24,154,470	-24,154,470
	3,281,847	3,160,137	2,342,811	391,370				18,650,105	-0
4,081,976	3,627,535	3,822,772	2,650,787	1,582,966	5,008,192	2,510,689	983,835	121,016,586	0
3,061,482	2,720,651	2,867,079	1,988,090	1,187,224	3,756,144	1,883,017	737,876	90,762,440	0
0	3,281,847	3,160,137	2,342,811	391,370	0	0	0	18,650,105	-0
391,413	347,837	366,558	254,179	151,787	480,226	240,745	94,338	11,604,042	0
3,452,895	6,350,336	6,393,775	4,585,080	1,730,381	4,236,370	2,123,762	832,214	121,016,586	0

(=4,518,127/4,481,049×1000)であるから、1,236DM (=2,245-1,008)が不足し、これに実人口数を掛けた5,441,079千 DM (33)が保障される。なお、これらの計算では小数点の精度を上げないと、誤差が生じることに注意されたい。この92%保障は表1-1のように、旧東ドイツの新5州のほか、旧州のニーダーザクセン (NI)、ザールラント (SL) 州が対象になっており、92%保障の補充分の各州合計18,650,105千 DM (33)は、売上税州分全体の15.4%であった。

この92%保障に必要な金額は、売上税州分の25%よりも小さいから、売上税州分の75%の90,762,440千 DM (35)と、補充取得分を除く残りの金額11,604,042千 DM (37)が実人口数で按分される。その結果、売上税の各州配分額が(38)行目のように算定される。

2. 州間の水平調整による間接限界責任

州税と市町村税の財政力測定値 第IV段階の州間財政調整は、財政調整算入の州税と市町村税の50%からなる各州の財政力測定値が、調整額測定値を上回る抛出州(調整義務州)の余剰額と、これを下回る交付州(調整権利州)の不足額を算定し、不足額の一定割合を余剰額で補填するから、水平的財政調整と呼ばれる。

第1に財政調整算入の州税は、所得税・法人税の売上税等を除く州税(30)と、92%保障後の売上税州配分額(38)が太宗を占めるが、これに鉱産税(39)と港湾費負担金の控除(40)が加わる。港湾費負担金は、特別な財政需要の側面を持つが、財政調整法第7条3項によりプレーメン(HB)、ハンブルク(HH)、メクレンブルク・フォアポンメルン(MV*)、ニーダーザクセン(NI)州が財政力測定値から控除する形で、算入されている。また、営業税納付金州分の各州合計33億 DM (20)は、売上税等を除く州税の92%保障の対象に含まれるが、鉱産税の各州合計1.8億 DM (39)はその対象ではない。

第2に、財政調整算入の市町村税について、所得税と利子源泉税の市町村参与は、第1次施行令(2000:4)が1998年10月1日から1999年9月30日までの期間で、各州合計43,335.1百万 DM (42)を予算上の見積りとし、その半分21,667.6百万 DM (50)が財政調整に算入される。物税収入も、第1次施行令(2000:4)が1998年7月1日から1999年6月30日までの期間で、不動産税Aの638.2百万 DM、不動産税Bの15,927.7百万 DM、営業税の51,157.8百万 DMを予算上の見積りとし、それぞれ、その半分の319.1百万 DM (53)、7,963.9百万 DM (54)、25,578.9百万 DM (55)が財政調整に算入される。

また、物税収入の各州配分は、州別「物税租税力1998」(予算付表3:本稿に未掲載)に基づいている。物税収入は、連邦統計局が確定した1998暦年の課税標準と、財政調整法

第8条2項で規定された税率(それぞれ不動産税A180%, 不動産税B180-250%, 営業税250%)を乗じて算定される。例えば、財政調整算入の不動産税Aの各州合計〔 $\Sigma(53)$ 〕は、第1次施行令が示した金額の半分319,116千DM(=638,232/2)であるから、「物税租税力1998」の417,311千DMに対して0.76470(=638,232/417,311/2)の割合になる。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン(NW)州の財政調整算入の不動産税Aの金額(53)は、この割合を物税租税力1998の不動産税A(45)に掛けて、43,994千DM(=0.76470×57,532)となる。財政調整算入の不動産税B(53)や営業税(54)も同様に、物税租税力1998の不動産税B(46)や営業税(47)にそれぞれ、0.83138(=15,927,740/9,579,102/2)、0.79093(=51,927,740/32,340,324/2)を掛けて得られる。最後に営業税納付金の50%を控除して、財政調整算入の市町村税(57)が得られる。

第3に、財政力測定値(60)は、財政調整算入の州税(58)と財政調整算入の市町村税(59)を加えたものである。

補正人口と調整額測定値 調整額測定値(63)は、財政調整算入の州税と市町村税の各州合計を、それぞれ州補正人口数と市町村補正人口数の各州合計で割った「単位財政力」〔 $\Sigma(58)/\Sigma(2)$, $\Sigma(59)/\Sigma(3)$ 〕に、それぞれの補正人口数を掛けた金額の合計(63)であるから、総額は財政力測定値に一致する(伊東, 1994-5(2):7-8)。州補正人口(2)は、広域州の実人口数に対し、ベルリン(BE)、ハンブルク(HH)、プレーメン(HB)の都市州のそれは実人口数を1.35倍したものである。市町村補正人口数(3)は、段階補正人口数に密度補正人口数を加えたものである。

交付金・拠出金総額の拠出率再算定 財政力測定値が調整額測定値を下回る金額は、交付州の不足額、それを上回る金額は拠出州の余剰額とされている。1970-94年の交付率100%と37.5%は、変更されなかったが、102-110%の余剰額の70%と110%を超える余剰額の100%という拠出率は、1995年以降、以下のように15%、66%、80%の3区分に改訂された。

第1に例えば、交付州のザクセン(SN*)州の不足額は、財政力測定値17,001,122千DM(60)から、調整額測定値20,058,177千DM(63)を引いた-3,057,055千DM(64)である。その交付金(調整交付金)は、1993年の財政調整法第10条1項により、

- ① 調整額測定値の92%までの不足額に対して100%の金額(71:1,452,401千DM=20,058,177×0.92-17,001,122)と、
- ② 調整額測定値の92-100%までの不足額に対して37.5%の金額(70:601,745千DM=〔-(-3,057,055)-1,452,401〕×0.375)

表(予算附表) 1-2 州間財政調整2000(1998.10.01-1999.09.30) [1,000DM]

	NW	BY	BW	NI	HE	SN*	RP	ST*
【第IV段階(州間財政調整)】								
39 鉱産税		455	247	163,913	368	6,615	-65	6,235
40 港湾費負担金の控除				-18,000				
41 財政調整算入の州税 :(30+38+39+40)	71,805,560	49,690,556	43,286,543	27,621,147	27,770,483	15,658,842	14,517,129	9,327,460
42 所得税・利子税の市町村参与 :- (9)-(14)	10,882,610	7,534,776	6,783,204	3,739,842	4,219,535	845,671	1,987,018	457,608
43 売上税市町村分	1,300,855	810,359	743,341	424,172	527,124	272,741	219,408	135,465
44 その他市町村税 物税租税力1998(予算附表3: 暦年1998.01.01-1998.12.31)								
45 不動産税A: 180%	57,532	82,091	45,542	63,779	23,377	16,969	22,835	26,057
46 不動産税B: 180-250%	2,295,400	1,386,690	1,402,224	995,134	792,486	359,275	420,950	198,211
47 営業税: 250%	7,686,405	5,717,095	5,113,150	2,951,058	3,303,538	640,155	1,430,750	386,043
48 物税租税力計:(45+46+47)	10,039,337	7,185,876	6,560,916	4,009,971	4,119,401	1,016,399	1,874,535	610,311
49 財政調整算入の営業税納付金 財政調整算入の減額後市 町村税	-1,396,192	-1,055,482	-948,265	-584,161	-586,411	-69,827	-264,218	-43,554
50 所得税・利子源泉税市町村 参与の50%:(42)×0.5	5,441,305	3,767,388	3,391,602	1,869,921	2,109,767	422,835	993,509	228,804
51 売上税市町村分の50% :(43)×0.5	650,428	405,180	371,671	212,086	263,562	136,371	109,704	67,733
52 その他の市町村税の50% :(44)×0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
53 不動産税Aの50%:(45)×0.76470 =[2×Σ(53)]/Σ(45)/2	43,994	62,775	34,826	48,772	17,876	12,976	17,462	19,926
54 不動産税Bの50%:(46)×0.83138 =[2×Σ(54)]/Σ(46)/2	1,908,349	1,152,866	1,165,780	827,334	658,857	298,694	349,969	164,789
55 営業税の50%:(47)×0.79093 =[2×Σ(55)]/Σ(47)/2	6,079,399	4,521,815	4,044,137	2,334,077	2,612,863	506,317	1,131,621	305,333
56 営業税納付金の50%:(49)×0.5	-698,096	-527,741	-474,133	-292,081	-293,206	-34,914	-132,109	-21,777
57 財政調整算入の市町村税 :(50+...+56)	13,425,379	9,382,282	8,533,884	5,000,108	5,369,720	1,342,280	2,470,156	764,807
州間財政調整								
58 財政調整算入の州税:(41)再掲	71,805,560	49,690,556	43,286,543	27,621,147	27,770,483	15,658,842	14,517,129	9,327,460
59 財政調整算入の市町村税:(57)再掲	13,425,379	9,382,282	8,533,884	5,000,108	5,369,720	1,342,280	2,470,156	764,807
60 財政力測定値:(58)+(59)	85,230,939	59,072,838	51,820,427	32,621,255	33,140,203	17,001,122	16,987,285	10,092,267
61 州税の州補正人口按分額: Σ(58)/Σ(2)×(2)	68,653,455	46,197,133	39,836,990	30,049,135	23,057,214	17,118,540	15,373,855	10,194,443
62 市町村税の市町村補正人口按 分額: Σ(59)/Σ(3)×(3)	12,498,881	7,925,738	6,866,241	5,241,334	4,018,099	2,939,637	2,659,591	1,732,784
63 調整額測定値:(61)+(62)	81,152,336	54,122,871	46,703,231	35,290,469	27,075,314	20,058,177	18,033,446	11,927,227
64 余剰額(+)または不足額 (-):(60)-(63)	4,078,603	4,949,967	5,117,196	-2,669,214	6,064,889	-3,057,055	-1,046,161	-1,834,960
65 92~100%範囲の不足額 :- (64)-(66)[負符号ゼロ]				2,669,214		1,604,654	1,046,161	954,178
66 92%以下の不足額:(63)× 0.92-(60)[負符号ゼロ]						1,452,401		880,782
67 100~101%の余剰額:(63) ×0.01[不足団体ゼロ]	811,523	541,229	467,032		270,753			
68 101~110%の余剰額:(60)-(63) ×0.01-(69)[不足団体ゼロ]	3,267,080	4,408,739	4,203,291		2,436,778			
69 110%超の余剰額:(60)- (63)×1.1[負符号ゼロ]			446,873		3,357,358			
70 92~100%の37.5%:(65)×0.375				1,000,955		601,745	392,311	357,817
71 92%までの100%:(66)×1.0						1,452,401	0	880,782
72 小計:(70)+(71)				1,000,955		2,054,147	392,311	1,238,599
余剰額拠出分								
73 100~101%の15%:(67)×0.15	121,729	81,184	70,055		40,613			
74 101~110%の66%:(68)×0.66	2,156,273	2,909,768	2,774,172		1,608,274			
75 110%超の80%:(69)×0.8		0	357,498		2,685,886			
76 小計:(73)+(74)+(75)	2,278,001	2,990,952	3,201,725		4,334,773			
77 拠出金(余剰額拠出分の 105.28%):- (76)×Σ(72)/ Σ(76), 交付金:(72)再掲	-2,398,182	-3,148,746	-3,370,638	1,000,955	-4,563,463	2,054,147	392,311	1,238,599

出所) 第1次施行合案2000 (BR. Drucks. 169/00)。

ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔IV〕(中井・他)

SH	TH*	BB*	MV*	SL	BE	HH	HB	合計	〈確認チェック〉
4653			-50,000			-142,000	-90,000	182,422 -300,000	-1 0
10,142,055	8,587,251	9,049,425	6,225,053	3,747,261	11,881,525	9,182,918	2,524,273	321,017,481	0
1,535,107	405,811	523,648	313,063	442,017	1,772,950	1,507,828	384,454	43,335,141	1
136,388	119,944	135,979	84,667	58,275	239,309	206,564	57,277	5,471,868	0
									0
24,203	14,305	18,151	18,605	1,973	227	1,361	304	417,311	0
325,329	184,159	196,720	120,426	122,975	368,295	301,403	109,425	9,579,102	0
1,088,018	325,285	464,198	269,390	265,330	1,090,083	1,282,543	327,283	32,340,324	0
1,437,550	523,749	679,069	408,421	390,278	1,458,605	1,585,307	437,012	42,336,737	0
-180,574	-35,151	-59,910	-30,622	-49,075	-193,810	-242,556	-57,046	-5,796,853	-1 0
767,553	202,906	261,824	156,532	221,009	886,475	753,914	192,227	21,667,570	1
68,194	59,972	67,990	42,334	29,138	119,655	103,282	28,639	2,735,934	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,508	10,939	13,880	14,227	1,509	174	1,041	232	319,116	0
270,472	153,106	163,549	100,120	102,239	306,193	250,580	90,974	7,963,870	0
860,545	257,277	367,148	213,068	209,857	862,178	1,014,400	258,858	25,578,893	0
-90,287	-17,576	-29,955	-15,311	-24,538	-96,905	-121,278	-28,523	-2,898,427	-1
1,894,985	666,625	844,435	510,970	539,213	2,077,769	2,001,939	542,406	55,366,957	1
									0
10,142,055	8,587,251	9,049,425	6,225,053	3,747,261	11,881,525	9,182,918	2,524,273	321,017,481	0
1,894,985	666,625	844,435	510,970	539,213	2,077,769	2,001,939	542,406	55,366,957	1
12,037,040	9,253,876	9,893,860	6,736,023	4,286,474	13,959,294	11,184,857	3,066,679	376,384,438	1
10,568,262	9,391,711	9,897,182	6,862,905	4,098,308	17,504,427	8,775,259	3,438,657	321,017,481	-4
1,794,643	1,582,901	1,661,800	1,156,690	712,894	2,754,380	1,335,340	486,004	55,366,957	1
12,362,905	10,974,612	11,558,982	8,019,595	4,811,202	20,258,807	10,110,599	3,924,661	376,384,438	-3
-325,865	-1,720,736	-1,665,122	-1,283,572	-524,728	-6,299,513	1,074,258	-857,982	21,284,912	-21,284,908
325,865	877,969	924,719	641,568	384,896	1,620,705		313,973	11,363,903	-1
	842,767	740,403	642,004	139,832	4,678,808		544,010	9,921,009	-1
						101,106		2,191,644	-0
						909,954		15,225,840	1
						63,198		3,867,428	1
									0
122,200	329,238	346,769	240,588	144,336	607,764		117,740	4,261,464	-1
	842,767	740,403	642,004	139,832	4,678,808		544,010	9,921,009	-1
122,200	1,172,005	1,087,172	882,592	284,168	5,286,572		661,749	14,182,473	-2
									0
						15,166		328,747	-0
						600,570		10,049,054	1
						50,559		3,093,943	0
						666,294		13,471,744	1
122,200	1,172,005	1,087,172	882,592	284,168	5,286,572	-701,446	661,749	14,182,473	-14,182,476

との合計2,054,147千 DM (72) である。

第2に例えば、拠出州のヘッセン (HE) 州の余剰額は、財政力測定値33,140,203千 DM (60) から調整額測定値27,075,314千 DM (63) を引いた6,064,889千 DM (64) である。その拠出金 (調整拠出金) は、第10条2項により、

- ① 調整額測定値の100~101%の余剰額に対して15%の金額 (73: $40,613 \text{千 DM} = 27,075,314 \times 0.01 \times 0.15$),
- ② 調整額測定値の101~110%の余剰額に対して66%の金額 (74: $1,608,274 \text{千 DM} = 27,075,314 \times 0.09 \times 0.66$),
- ③ 調整額測定値の110%を超える余剰額に対して80%の金額 (75: $2,685,886 \text{千} = [33,140,203 - 27,075,314 \times 1.1] \times 0.8$)

との合計4,334,773千 DM (76) である。

第3に、拠出金の各州合計13,471,744千 DM (76) は第10条2項3文により、交付金の各州合計14,182,473千 DM (72) に一致するように、2000年予算では、105.28% (= $14,182,476 / 13,471,744 \times 100$) に引き上げられている。このため、ヘッセン州の拠出金は、-4,563,463千 DM (77: $4,334,773 \times 105.28\%$) に増加している。

3. 保障条項による順位逆転の修正

交付州95%への2分の1保障 財政調整法1993第10条の保障条項は、1995年の改正で、さらに4段階の収束計算が行われことになった。これにより、算定のステップは、1994年までの約(80)行から、2000年には(126)行に増加したのである。第1段階では表1-3のように、財政調整法1993第10条3項1文により、交付州の州補正人口1人当たり調整後州税収入が、州平均3.8202千 DM (81) に達しないとき、州平均の95%に対する不足額の2分の1を割増交付金として受け取ることができる(第10条3項1文)。

例えば、プレーメン (HB) の州補正人口1人当たり調整後州税収(81)は3.5395千 DM で、州平均の92.7% (82) にすぎない。このため、プレーメンは州平均の95%との差額80,703千 DM (83) の半分40,351千 DM (84) の割増を受け、その交付金額は661,749千 DM (79) から702,100千 DM (89) に増加した。

他方、この割増40,351千 DM の負担は、拠出州が分担して引き受ける。同じ都市州のハンブルク (HH) は、調整額測定値10,110,599千 DM (63) に対し、財政力測定値(60)が11,184,857千 DM であるから、1,074,258千 DM の余剰額(64)になる。これから、財政調整法第10条2項による拠出金701,446千 DM (77) を引いた拠出後余剰額(85)は372,812

千 DM となる。他の交付州(NW, BY, BW, HE)の拠出後余剰額との合計(85)は7,102,440千 DM であるから、ハンブルクの構成比(86)は0.0525になる。これに割増分40,351千 DM を掛けた2,118千 DM の拠出(87)が追加され、拠出金(89)は-703,564千 DM に増加する。

拠出州100%への4分の1保障 保障条項の第2段階では、財政調整法1993第10条3項「2文」により、拠出州の調整後州税収入が、拠出金によって州平均収入の100%を下回る時、その不足額の4分の1の金額が拠出金の軽減に充てられる。例えば、2000年予算のハンブルクの第10条2項による調整後州税収入は、拠出金によって州平均の96.7%(82)に低下している。さらに、プレーメンへの拠出が追加されたから、ハンブルクの第10条3項1文による調整後州税収入は表1-3のように、州補正人口1人当たり3.6914千 DM (93)で、州平均の96.6%(94)に低下した。このため、ハンブルクは、州補正人口1人当たりで州平均100%との差額0.1288 DM (=3.6914-3.8202)に州補正人口2,297,063人(2)を掛けた295,905千 DM (95)に対し、その4分の1の平準化促進額(hebungsbeiträge)73,976千 DM (96)を受け取る(第10条3項2文3文)。

しかし、この平準化促進額の負担は、第10条3項3文の1995年改正で、すべての拠出州が分担することになったから、ハンブルク自身も分担する。ハンブルクの第10条3項「2文」による平準化後余剰額は、余剰額1,074,258千 DM (64)から拠出金703,564千 DM (89)を引き、平準化促進額73,976千 DM (96)を加えて444,670千 DM (97)になる。これは、拠出州全体の構成比で0.0623(98)になり、ハンブルクは4,610千 DM (99: =0.0623×73,976)を分担する。その結果、平準化促進額の純計は、69,366千 DM (100: =73,976-4,610)になり、第10条3項3文による拠出額は-634,197千 DM (101)に減少する。

拠出金の上限と順位逆転の修正 保障条項の第3段階では、財政調整法1993第10条4項「1文」により、調整額測定値の100~101%の間の15%と、101%を超える財政力測定値の80%の合計を拠出金の上限としている。したがって、第10条3項までの拠出金がその上限を超えるとき、調整される。

2000年予算では、表(予算付表)1-4のように、拠出金の上限を超える州はなかったが、1997年予算でヘッセン(HE)州が拠出金の上限を超えた。なお、1998年以降、「予算・決算付表1」の行数は126行であるが、1997年は124行で、これを[124]で表すと、この[100]行目は1998年以降の(102)行目に対応する(1997年の予算付表1は本稿で未掲載)。ヘッセン州の上限は、調整額測定値24,962,839千 DM [61]の100~101%の間にある財政力の15%が37,444千 DM (=24,962,839×1%×15%) [101]、他方、財政力測定値

表(予算付表) 1-3 州間財政調整2000(1998.10.01-1999.09.30) [1,000DM]

	NW	BY	BW	NI	HE	SN*	RP	ST*
【保障条項】								
第10条3項1文による再算定:95%保障								
78	財政調整算入の州税 :(41)再掲							
79	71,805,560	49,690,556	43,286,543	27,621,147	27,770,483	15,658,842	14,517,129	9,327,460
79	第10条2項による拠出金 または交付金:(77)再掲							
	-2,398,182	-3,148,746	-3,370,638	1,000,955	-4,563,463	2,054,147	392,311	1,238,599
80	第10条第2項による調整 後州税収入:(78)+(79)							
81	69,407,378	46,541,810	39,915,905	28,622,102	23,207,020	17,712,989	14,909,440	10,566,059
81	州補正人口当たり調整後州税 収入:(80)/(2)[1,000DM]							
82	3.8622	3.8487	3.8278	3.6388	3.8450	3.9529	3.7048	3.9595
82	州平均に対する割合(%) :(81)/[Σ(78)/Σ(2)]							
83	101.1	100.7	100.2	95.3	100.6	103.5	97.0	103.6
83	州平均の95%に対する不足 額:[0.95×(Σ(78)/Σ(2)) -(81)]×(2)[負符号ゼロ]							
84	交付金の割増:(83)×0.5							
85	第10条2項による拠出後 余剰額:(64)+(79)[負符 号ゼロ]							
86	1,680,421	1,801,222	1,746,557		1,501,427			
86	構成比:(85)/Σ(85)[負 符号ゼロ]							
87	0.2366	0.2536	0.2459		0.2114			
87	交付割増の引受 :[Σ(83)]×(86)							
88	9,547	10,233	9,923		8,530			
88	財政調整の修正 :(84)-(87)							
89	-9,547	-10,233	-9,923		-8,530			
89	第10条3項1文による拠 出金または交付金 :(77)+(88)							
	-2,407,729	-3,158,979	-3,380,561	1,000,955	-4,571,993	2,054,147	392,311	1,238,599
第10条3項2文3文による再算定:100%保障								
90	財政調整算入の州税 :(41)再掲							
91	71,805,560	49,690,556	43,286,543	27,621,147	27,770,483	15,658,842	14,517,129	9,327,460
91	第10条3項1文による拠出 金または交付金:(89)再掲							
	-2,407,729	-3,158,979	-3,380,561	1,000,955	-4,571,993	2,054,147	392,311	1,238,599
92	第10条3項1文による調整 後州税収入:(90)+(91)							
93	69,397,831	46,531,577	39,905,982	28,622,102	23,198,490	17,712,989	14,909,440	10,566,059
93	州補正人口当たり調整後州税 収入:(92)/(2)[1,000DM]							
94	3.8616	3.8479	3.8268	3.6388	3.8436	3.9529	3.7048	3.9595
94	州平均に対する割合(%) :(93)/[Σ(78)/Σ(2)]							
95	101.1	100.7	100.2	95.3	100.6	103.5	97.0	103.6
95	州平均の100%に対する 不足額:[Σ(78)/Σ(2)) -(93)]×(2)							
96	平準化促進額:(95)×25%							
97	第10条3項2文による拠 出後余剰額:(64)+(89) +(96)[負符号ゼロ]							
98	1,670,874	1,790,989	1,736,635		1,492,897			
98	構成比:(97)/Σ(97)							
99	0.2341	0.2510	0.2434		0.2092			
99	平準化促進財源 :[Σ(96)]×(98)							
100	17,321	18,566	18,003		15,476			
100	財政調整の修正 :(96)-(99)							
101	-17,321	-18,566	-18,003		-15,476			
101	第10条3項3文による拠 出金または交付金 :(91)+(100)							
	-2,425,050	-3,177,545	-3,398,564	1,000,955	-4,587,469	2,054,147	392,311	1,238,599

出所) 第1次施行令案2000(BR. Drucks. 169/00)。

ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔IV〕(中井・他)

SH	TH*	BB*	MV*	SL	BE	HH	HB	合計	〈確認チェック〉
									0
10,142,055	8,587,251	9,049,425	6,225,053	3,747,261	11,881,525	9,182,918	2,524,273	321,017,481	0
122,200	1,172,005	1,087,172	882,592	284,168	5,286,572	-701,446	661,749	14,182,473	-14,182,476
10,264,255	9,759,256	10,136,597	7,107,645	4,031,429	17,168,097	8,481,472	3,186,022	321,017,481	-3
3,7103	3,9697	3,9126	3,9564	3,7579	3,7468	3,6923	3,5395	3,8202	
97.1	103.9	102.4	103.6	98.4	98.1	96.7	92.7	100.0	
							80,702	80,703	-1
							40,351	40,351	0
						372,812		7,102,440	0
						0.0525		1.0000	0
						2,118		40,351	0
						-2,118	40,351	40,351	-40,351
122,200	1,172,005	1,087,172	882,592	284,168	5,286,572	-703,564	702,100	14,222,824	-14,222,827
10,142,055	8,587,251	9,049,425	6,225,053	3,747,261	11,881,525	9,182,918	2,524,273	321,017,481	0
122,200	1,172,005	1,087,172	882,592	284,168	5,286,572	-703,564	702,100	14,222,824	-14,222,827
10,264,255	9,759,256	10,136,597	7,107,645	4,031,429	17,168,097	8,479,354	3,226,373	321,017,481	-3
3,7103	3,9697	3,9126	3,9564	3,7579	3,7468	3,6914	3,5844	3,8202	
97.1	103.9	102.4	103.6	98.4	98.1	96.6	93.8	100.0	
						295,905		295,905	0
						73,976		73,976	0
						444,670		7,136,064	1
						0.0623		1.0000	0
						4,610		73,976	0
						69,366		69,367	-69,367
122,200	1,172,005	1,087,172	882,592	284,168	5,286,572	-634,197	702,100	14,222,824	-14,222,827

表(予算付表) 1-4 州間財政調整2000(1998.10.01-1999.09.30) [1,000DM]

	NW	BY	BW	NI	HE	SN*	RP	ST*
第10条4項による再算定：拠出金の上限								
102 第10条3項による拠出金 ：(101)再掲 [正符号ゼロ] 拠出金の上限	-2,425,050	-3,177,545	-3,398,564		-4,587,469			
103 100~101%の15% ：(73)再掲	121,729	81,184	70,055		40,613			
104 101%超の余剰額の80% ：[(60)-(63)×1.01]× 0.8[負符号ゼロ]	2,613,664	3,526,991	3,720,131		4,635,309			
105 小計：(103)+(104)	2,735,392	3,608,175	3,790,186		4,675,922			
106 第10条4項1文による追加課徴金または平準化金								
107 追加課徴金 ：(102)+(105)	310,343	430,630	391,622		88,453			
第10条第4項第2a文による修正								
108 第10条4項2a文による 拠出後余剰額：(64)+ (102) [負符号ゼロ]	1,653,553	1,772,422	1,718,632		1,477,421			
109 第10条4項2a文による 財源調達								
第10条4項2b文による修正								
110 第10条4項2b文による 拠出後余剰額 ：(108)再掲	1,653,553	1,772,422	1,718,632		1,477,421			
111 第10条4項2b文による 財源調達								
112 第10条4項1文による平 準化、又は第10条4項2 項による財源調達								
第10条4項3文による修正								
113 第10条4項2文による財 政力：(60)+(101)	82,805,889	55,895,293	48,421,863	33,622,210	28,552,734	19,055,269	17,379,596	11,330,866
114 第10条4項3文による財 源調達								
115 第10条4項1文による拠 出金又は交付金 ：(101)再掲	-2,425,050	-3,177,545	-3,398,564	1,000,955	-4,587,469	2,054,147	392,311	1,238,599
116 第10条4項による財政力 指数：[(60)+(101)]/ (63)×100	102.0	103.3	103.7	95.3	105.5	95.0	96.4	95.0
第10条5項による再算定：順位逆転の修正								
117 第10条2項の適用前の財 政力指数 ：(60)/(63)×100	105.0259	109.1458	110.9568	92.4364	122.4001	84.7591	94.1988	84.6154
118 順位	5	4	2		1			
119 第10条4項による財政力 指数：(116)再掲	102.0376	103.2748	103.6799	95.2728	105.4567	95.0000	96.3742	95.0000
120 順位	5	4	3		1			
121 優遇州の平準化拠出額 ：(63)×(4位の財政力指 数)-(113)								
122 第10条4項2b文による 拠出後余剰額：(108)再掲 残りの州の拠出軽減額 ：-(121)×(122)/Σ(122 の残りの州)	1,653,553	1,772,422	1,718,632		1,477,421			
123	16,980	18,201	17,649		15,172			
124 第10条5項による財政力 指数：[(60)+(115)+ (123)]/(63)×100	102.0585	103.3084	103.7177		105.5127			
125 順位	5	4	2		1			
126 第10条5項による拠出金 または交付金 ：(115)+(121)+(123)	-2,408,070	-3,159,344	-3,380,915	1,000,955	-4,572,297	2,054,147	392,311	1,238,599

出所) 第1次施行令案2000 (BR. Drucks. 169/00)。

ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔IV〕（中井・他）

SH	TH*	BB*	MV*	SL	BE	HH	HB	合計	〈確認チェック〉
						-634,197		-14,222,824	-1
						15,166		328,747	0
						778,522		15,274,616	0
						793,688		15,603,363	0
						159,490		1,380,539	-1
						440,061		7,062,088	1
						440,061		7,062,088	1
12,159,240	10,425,881	10,981,032	7,618,615	4,570,642	19,245,866	10,550,660	3,768,779	376,384,436	0
122,200	1,172,005	1,087,172	882,592	284,168	5,286,572	-634,197	702,100	14,222,824	-14,222,827
98.4	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	104.4	96.0	100.0	
97.3642	84.3208	86	83.9946	89.0936	68.9048	110.6251 3	78.1387	100.0	
98.3526	95.0000	95	95.0000	95.0000	95.0000	104.3525 2	96.0281	100.0	
						-68,001		-68,001	
						440,061		7,062,088	1
								68,001	1
						103.6799 3			
122,200	1,172,005	1,087,172	882,592	284,168	5,286,572	-702,198	702,100	14,222,824	-14,222,826

29,727,708千 DM [58] が調整額測定値の101%の25,212,467千 DM ($=24,962,839 \times 101\%$) を超える財政力4,515,240千 DM の80%は、3,612,192千 DM [102]、これらを合計した3,649,637千 DM [103] である。ヘッセン州の拠出金-3,678,106千 DM [100] は、上限を28,470千 DM 上回っている(第10条4項1文2a文2b文3文)。

拠出州の追加拠出金について、財政調整法1993は、1995年の改正で第10条4項「2a文と2b文」が追加された。ノルトライン・ヴェストファーレン(NW)州を例にとると、第10条3項による余剰額(調整義務金額)は、第10条2項による余剰額4,249,889千 DM [62] から、第10条3項による拠出金-2,692,338千 DM [100] を引いた1,557,551千 DM [106] である。ヘッセン州を除く残りの拠出州(NW, BY, BW, SH, HH)の第10条3項による余剰額の合計は、4,570,210千 DM [106] であるから、NW州の構成比は0.3408となる。NW州の「2a文」による追加拠出金は、HE州の上限を超える金額の半分14,235千 DM ($=28,470/2$) にその構成比を掛けて-4,851千 DM [107: $= -14,235 \times 0.3408$] となる。他方、NW州の「2b文」による追加拠出金は、「すべて」の拠出州の余剰額合計5,685,442千 DM [108] の構成比0.27395に、半分の金額を掛けて-3,900千 DM [109: $= -14,235 \times 0.27395$] となる。したがって、ヘッセン州の上限修正に伴うNW州の分担金は「2a文と2b文」を合わせて-8,751千 DM [101] となる。

最後に財政調整法1993第10条4項3文は、「第1項、第3項による交付金の合計が、拠出州全体の調整額測定値の100~101%の間にある財政力の15%と、調整額測定値の101%を超える財政力の5分の4〔訳注：の合計〕を上回るとき、すべての州の不足額は、第1項から第3項、第4項の1文と2文による調整拠出金と調整交付金を考慮して、財政力の割合に応じて調達される」という留保条件を付けているが、1997年予算でもこの条件は満たしているから、[112] 行がゼロで追加調整はない。

第4段階の第10条5項も、1995年改正で追加された。再び、表1-4に戻ると、バーデン・ヴェテンベルク(BW)州が第10条2項を適用する前の財政力指数は、調整額測定値46,703,232千 DM (63) に対する財政力測定値51,820,427千 DM (60) の百分比として110.9568 ($117: = 51,820,427/46,703,232 \times 100$) の2位(118)、ハンブルク(HH)のそれは110.6251 ($117: = 11,184,857/10,110,598 \times 100$) で3位(118)であった(第10条5項)。

ところが、BW州は第10条4項までの調整によって、-3,398,564千 DM (115) を拠出する。このため、財政力測定値が48,421,863千 DM に低下し、財政力指数が103.6799 ($119: = 48,421,863/46,703,232 \times 100$) になった。これに対し、ハンブルクの財政力指数が、104.3525 ($119: = 10,550,659/10,110,598 \times 100$) の下落にとどまって2位(119)に浮上し

たから、BW 州は 3 位（119）に転落した。

第10条5項は、この順位の逆転を修正する。2位に浮上したハンブルクを3位のBW州に合わせるには、ハンブルクは財政力指数を $-0.6726 (=103.6799 - 104.3525)$ だけ下げればよいから、これに調整額測定値10,110,598千DM(63)を乗じた $-68,001$ 千DM(121)を追加的に拠出する。この追加拠出金は、第4項2b文のハンブルクを除く残りの拠出州(NW, BY, BW, HE)の余剰額合計6,622,027千DM(122: $=7,062,088 - 440,061$)の構成比に比例して還付されるから、BW州はその構成比 $0.2595 (=1,718,632/6,622,027)$ にハンブルクの追加拠出金を掛けた17,649千DM(123)を受け取る。

その結果、第10条5項による財政力指数は、ハンブルクが103.6799(124)に下落して3位、BW州が103.7177(124)に上昇して2位のように、第10条2項の適用前の財政力指数の順位に戻ることになる。以上のように、第10条5項の順位逆転の修正を経て、(126)行のように、予算上の最終的な拠出金と交付金が決定される。

III. 売上税引き渡しの垂直的執行とドイツ統一基金

1. 第1次施行令の売上税の予算引渡率

内国売上税見込み額の新州・旧州別シェア 第1次施行令がめざす内国売上税の州別「引渡率」と新州に対する「引き渡し月額」は、表(予算付表)2-1と表2-2(行番号を{ }で示す)で設定される。この設定には、表1-1の売上税配分額(38)と表1-4の州間財政調整分(126)が必要であるから、それぞれ{6}と{8}に再掲されている。売上税配分額の各州合計121,016,586千DM(38)は、新州・旧州合計{5}が示すように、州税務当局が所管する内国売上税の州分{3}98,930,714千DM($=215,459,302\{1\} \times 45.91619535\%$)と、連邦大蔵省が所管する輸入売上税(Einfuhrumsatzsteuer)の州分{4}22,085,872千DMの合計である。

特に、注意すべき点は、基準年度の違にある。売上税配分額(38)と州間財政調整(126)は、1999年度基準(1998年10月1日から1999年9月30日まで)で算定された。これに対し、引渡率の分母となる内国売上税やその連邦分の引き渡し額はそれぞれ、表2-1と表2-2の{2}や{10}が示すように、2000年基準(2000年1月1日から2000年12月31日まで)で算定される。このため、連邦大蔵省は、州税務当局が所管する内国売上税の2000年の税収見込みとして、旧州207,100百万DMと新州19,750百万DMとし、合わせて226,850百万DMとしたわけである(第1次施行令第1条5項, 2000:5)。

表（予算付表）2-1 2000年予算の売上税配分と州間財政調整の執行に関する引渡率の算定（1,000DM）

	NW	BY	BW	NI	HE	RP	SH	SL	HH	HB	ベルリン（西）	旧州計
1 1999年度州税務当局別の内国売上税徴収額 （1998.10.01-1999.09.30） 構成比（%）	66,431,180 33.8	34,504,401 17.5	28,519,593 14.5	11,442,716 5.8	17,983,320 9.1	8,972,786 4.6	6,286,573 3.2	2,857,939 1.5	13,291,207 6.8	1,883,366 1.0	4,616,708 2.3	196,789,788 100.0
2 2000年州税務当局別の内国売上税収入見込み （2000.01.01-2000.12.31）： $\Sigma(2) \times [(1)/\Sigma(1)]$	69,911,643	36,312,155	30,013,791	12,042,223	18,925,503	9,442,888	6,615,839	3,007,672	13,987,560	1,982,039	4,858,587	207,100,000
1999年度基準による調整額の計算（1998.10.01-1999.09.30）												旧州合計
3 州税務当局別の内国売上税徴収額の州分 （市町村分を除く）： $(1) \times 45.91619535\%$	30,502,670	15,843,108	13,095,112	5,254,060	8,257,256	4,119,962	2,886,555	1,312,257	6,102,817	864,770	88,238,567	
4 連邦大蔵省所管の輸入売上税の州分 （市町村分を除く）配分率：45.91619535% ：1999年3月31日の実人口数で按分	4,839,483	3,256,503	2,808,166	2,118,208	1,625,337	1,083,726	744,972	288,896	458,208	179,559	17,403,052	
5 売上税州分の合計： $(3)+(4)$	35,342,153	19,099,611	15,903,280	7,372,267	9,882,593	5,203,687	3,631,527	1,601,153	6,561,025	1,044,322	105,641,619	
6 財政調整法第2条の実人口数による売上税配分額 ：予算付表1の(38)再掲	22,430,665	15,093,667	13,015,662	10,107,684	7,533,323	5,022,992	3,452,895	1,730,381	2,123,762	832,214	81,343,245	
7 売上税調整額： $(6)-(5)$	-12,911,488	-4,005,944	-2,887,618	2,735,417	-2,349,270	-180,695	-178,632	129,228	-4,437,263	-212,108	-24,298,374	
8 州間財政調整：予算付表1の(126)再掲	-2,408,069	-3,159,344	-3,380,915	1,000,955	-4,572,297	392,310	122,200	284,168	-702,199	702,101	-11,721,090	
9 1998年度基準の調整額合計： $(7)+(8)$	-15,319,557	-7,165,288	-6,268,533	3,736,372	-6,921,567	211,615	-56,432	413,396	-5,139,462	489,993	-36,019,464	
2000年基準による引き渡し額の計算（2000.01.01-2000.12.31）												
10 州税務当局別が引き渡すべき内国売上税（2000年 税収見込み）の連邦分： $-(2) \times 52.00766465\%$	-36,359,413	18,885,104	-	-6,262,879	-9,842,712	-4,911,026	-3,440,795	-1,564,220	-7,274,603	-1,030,812	-105,181,036	
11 連邦へ（-）または連邦からの垂直的調整金額 ： $(9) : 1999$ 年度基準）+ $(10) : 2000$ 年基準）	-51,678,970	26,050,392	21,878,005	-2,526,507	16,764,279	-4,699,411	-3,497,227	-1,150,824	12,414,065	-540,819	-141,200,500	
12 2000年基準の内国売上税に対する引渡率 ： $-(11)/(2) \times 100 = (A) + 52.0\%$ （連邦分）	73.9	71.7	72.9	21.0	88.6	49.8	52.9	38.3	88.8	27.9		
13 州への月別引き渡し額： $(11)/12$ ヶ月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【筆者追加：1999年度基準の引き渡し率】連邦分：52.00766465%												
(A) 2000年基準の内国売上税に対する調整額合計 ： $-(9)/(2) \times 100$	21.9	19.7	20.9	-31.0	36.6	-2.2	0.9	-13.7	36.7	-24.7		
(B) 1999年度基準の内国売上税に対する調整額合計 ： $-(9)/(1) \times 100$	23.1	20.8	22.0	-32.7	38.5	-2.4	0.9	-14.5	38.7	-26.0		
(C) 1999年度基準の引渡率： $(B) + 52.0\%$	75.1	72.8	74.0	19.3	90.5	49.6	52.9	37.5	90.7	26.0		

出所）第1次施行令案2000（BR. Drucks. 169/00）。

表 (予算付表) 2-2 2000年予算の売上税配分と州間財政調整の執行に関する引渡率の算定 (1,000DM)

	SN*	ST*	TH*	BB*	MV*	ベルリン (東)	新州合計	新州・旧州合計	(負符号計)	
1 1999年度州税務当局別の内国売上税徴収額 (1998.10.01-1999.09.30)	5,283,528	3,011,541	2,847,965	3,491,721	1,610,782	2,423,977	18,669,514	215,459,302	0	
構成比 (%)	28.3	16.1	15.3	18.7	8.6	13.0	100.0			
2 2000年州税務当局別の内国売上税収入見込み (2000.01.01-2000.12.31): $\Sigma(2) \times [(1)/\Sigma(1)]$	5,589,309	3,185,832	3,012,789	3,693,802	1,704,005	2,564,263	19,750,000	226,850,000	0	
1999年度基準による調整額の計算 (1998.10.01-1999.09.30)							BE	新州合計	新州・旧州合計	
3 州税務当局別の内国売上税徴収額の州分 (市町村分を除く) :(1)×45.91619535%	2,425,995	1,382,785	1,307,677	1,603,266	739,610	3,232,815	10,692,147	98,930,714	0	
4 連邦大蔵省所管の輸入売上税の州分 (市町村分を除く配分率 :45.91619535%):1999年3月31日の実人口数で按分	1,206,711	718,621	662,035	697,667	483,776	914,009	4,682,820	22,085,872	0	
5 売上税州分の合計:(3+4)	3,632,706	2,101,406	1,969,713	2,300,932	1,223,386	4,146,824	15,374,967	121,016,586	0	
6 財政調整法第2条の実人口数による売上税配分額 :予算付表1の(38)再掲	11,134,100	6,973,680	6,350,336	6,393,775	4,585,080	4,236,370	39,673,341	121,016,586	0	
7 売上税調整額:(6)-(5)	7,501,394	4,872,274	4,380,623	4,092,843	3,361,694	89,546	24,298,374	27,163,019	-27,163,018	
8 州間財政調整:予算付表1の(126)再掲	2,054,147	1,238,600	1,172,006	1,087,173	882,593	5,286,571	11,721,090	14,222,824	-14,222,824	
9 1999年度基準の調整額合計:(7)+(8)	9,555,541	6,110,874	5,552,629	5,180,016	4,244,287	5,376,117	36,019,464	40,870,840	-40,870,839	
2000年基準による引き渡し額の計算 (2000.01.01-2000.12.31)										
10 州税務当局が引き渡すべき内国売上税 (2000年税収見込み) の連邦分:-(2)×52.00766465%	-2,906,869	-1,656,877	-1,566,881	-1,921,060	-886,213	-1,333,614	-12,798,351	-117,979,387		
11 連邦へ(一)または連邦からの垂直的調整金額 :(9:1999年度基準)+(10:2000年基準)	6,648,672	4,453,997	3,985,748	3,258,956	3,358,074	4,042,503	23,221,113	-117,979,387		
12 州税務当局の内国売上税 (2000年税収見込み) に対する連邦 への引渡率:(11)/(2)×100	0	0	0	0	0	0	0	52,00766465		
13 州への月別引き渡し額:(11)/12ヶ月	554,056	371,166	332,146	271,580	279,839	336,875	1,935,093	1,935,093		

出所) 第1次施行令案2000 (BR. Drucks. 169/00)。

新州と旧州に区分する理由は、2000年の税収見積りを1999年度実績の構成比で配分するとき、旧州と新州のブロック単位の構成比を用いるためである。例えば、ハンブルク(HH)州の場合、2000年の州税務当局別売上税収入は、表2-1のように、旧州の各州合計207,100百万DM {2} に1999年度実績 {1} の構成比6.8%を掛けて、13,987,560千DM {2} になる。これに対し、ザクセン(SN*)州の2000年の州税務当局別売上税収入は表2-2のように、新州の各州合計19,750百万DM {2} に1999年度実績 {1} の構成比28.3%を掛けて、5,589,309千DM {2} となる。なお、ベルリンは予算上、西と東に区分され、ベルリン(西)の引渡率はゼロであるが、ベルリン(東)は毎月、「引き渡し月額」を受け取る。

予算引渡率の過小設定 2000年の売上税の連邦と州全体の垂直的税収配分は、参考資料2が示したように、それぞれ52.00766465% (以下, 52.0%) 45.91619535% (以下, 45.9%) である。「州全体」としては予算・決算上も、所管する内国売上税のうち、連邦分として52.0%を引き渡すことになる。しかし、各州の引渡率は表2-1と表2-2のように、連邦分の52.0%に売上税調整額や州間財政調整が追加されるから、州間で大きな格差が生じる。これらの引き渡し総額は予算上、1999年度基準で算定された売上税配分額や州間財政調整と、2000年基準の内国売上税の連邦分を構成要素とし、基準年度が異なる金額の合計であるから、決算上のそれに比べて、「概算」の数値にすぎない。

予算引渡率は、分子の ①売上税調整額 {7} と ②州間財政調整 {8} が前年度(1999年度)基準で算定されるのに対し、分母の ③内国売上税予定徴収額が2000年の見込みであるから、制度的に過小に設定されている(中井・伊東・齋藤, 2008b:52)。例えば、ハンブルク(HH)州やヘッセン(HI)州の引渡率 {12} は予算上、2000年の売上税連邦分52.0%に対し、それぞれ88.8% ($=12,414,065/13,987,560 \times 100 = 36.7431 + 52.0077$)、88.6% ($=16,764,279/18,925,503 \times 100 = 36.6 + 52.0$) の高さに及ぶ。仮に、分母の③内国売上税予定徴収額に代えて分子と同じ1999年度実績を用いると、これらの引渡率は、表2-1の(C)のように、それぞれ90.7%、90.5%と2ポイント上昇する。この程度の差であっても、引渡率が天井(100%)に近づいている州にとっては、「心理的」に無視できないと思われる。このように、第1次施行令の予算引渡率は、制度的に過小設定している。

新州への引き渡し月額の過小設定 他方、新州は表2-2のように、内国売上税の連邦分の引き渡し額 {10} よりも、売上税調整額 {7} と州間財政調整 {8} の調整額合計 {9} の方が大きいから、引渡率 {12} はゼロで示される。

第1に、例えばザクセン(SN*)州の場合、売上税徴収額の州分は、1999年度の州税務

当局所管の内国売上税徴収額の州分2,425,995千 DM {3 : =5,283,528×45.91619535%} と、連邦大蔵省所管の輸入売上税の州帰属分1,206,711千 DM {4} の合計として3,632,706千 DM {5} となる。財政調整法1993第2条による売上税の州帰属分は表1-1の(38)が示したように、11,134,100千 DM {6} であったから、これに伴う調整額は7,501,394千 DM {7} となる。

第2に、州間財政調整に伴うザクセン州への交付金は表1-4の(126)が示したように、2,054,147千 DM {8} と算定されたから、売上税調整額 {7} を合わせた調整額合計が、9,555,541千 DM {9} の連邦からの交付になる。

第3に、ザクセン州が引き渡すべき売上税の連邦分は、2000年の州税務当局の売上税予定徴収額5,589,309千 DM の52.00766465%であるから、-2,906,869千 DM {10} になる。この引き渡し額は、調整額合計の交付額より小さいから、ザクセン州は、連邦から年間6,648,672千 DM {11} を受け取ることになる。これを12ヶ月で割った金額が、ザクセン州への引き渡し月額554,056千 DM {13} になる。

このように、新州への引き渡し月額は、「1999年度基準」の調整額合計 {9} から「2000年基準」の内国売上税見込みの連邦分を引いた金額をベースとするので、異時点間の物価上昇等により、過小設定になる。

2. 第2次施行令の決算引渡率と制度的過小設定の有効性

第2次施行令の決算引き渡し額 第1次施行令が予算上、各州の売上税引渡率を過小または過大に設定しても、第2次施行令の決算によって、予算との「乖離」が清算される。また、各州の売上税配分額や州間財政調整は、売上税の引渡率によって「前払い」されるため、中間決算と決算確定値の差額が「金庫面」で清算される。このため、第2次施行令の「序文」(2002:2)は、財政調整法第12条により、金庫面での差額清算が表3-3のように、各州合計で142,663,764.74ユーロ [279,026,071 DM] に達することを指摘している。

第2次施行令の決算付表1-1~1-4(本稿では未掲載)の計算手続きは、予算と同じであるが、決算数値の変更により、第10条の保障条項の適用が若干、予算と異なる。第1に、財政調整法1993第3項1文の交付州に対する州平均の95%保障の対象は、予算ではブレーメン(HB)都市州のみであったが、決算ではニーダーザクセン(NI)、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン(SH)、HB州に対象が拡大し、それぞれ18,147千 DM, 22,423千 DM, 40,172千 DM(83)の50%に相当する9,074千 DM, 11,211千 DM, 20,086千 DM(84)の交付金の割増を受け、拠出州がこの交付金の割増(87)を追加的に拠出している。

第2に、第3項2文3文による拠出州の州平均の100%保障は、予算ではハンブルク(HH)都市州だけであった。しかし、決算では、バーデン・ヴュテンベルク(BW)州が99.8%(94)で対象に加わり、両者の平準化促進額をすべての拠出州が追加的に拠出している。

第3に、第4項による拠出金の上限を上回る拠出州は、予算と同様、生じなかったが、予算で発生した第5項の順位逆転の修正問題は、決算では生じていない。

予算と決算の乖離項目 第II段階の所得税・法人税の税収分割法による州間分割調整の比重(B/A)は、2000年決算で5%弱に過ぎないが、利子源泉税のその比重は25.9%に及んでいる(参考資料3)⁽⁴⁾。また、売上税州分に対する第III段階の売上税補充分の92%保障[決算付表1-1の(36)]の比重17.4%(上限は25%)は、第IV段階の州間財政調整分[決算付表1-4の(126)]の比重12.8%よりも大きいことが示されている。

第1次施行令の予算と第2次施行令の決算との対象期間の相違により、「売上税等を除く州税」の各州合計決算[決算付表1-1の(30)]は、予算[表1-1の(30)]に対して3.3%、売上税州分(38)のそれも、ほぼ同じ4.5%の乖離率を示している。これらに対し、売上税補充分と州間財政調整分の予算・決算の比較的大きな乖離率、それぞれ17.8%と13.8%は、対象期間の相違による売上税州分の伸び(4.5%)と、財政力の州間格差の拡大に起因すると考えられる。

財政力の州間格差の拡大に関して、売上税補充分(売上税等を除く州税の州平均の92%保障)の対象は、予算・決算ともに新5州と旧州のニーダーザクセン(NI)、ザールラント(SL)州(予算・決算付表1-1(36))で変わらなかった。しかし、新5州だけの売上税補充分の各州合計は、予算の179.7億DMから決算の205.3億DMと14.2%の乖離率を

(4) 予算と決算の乖離は、参考資料3に示される。

参考資料3 2000年の州間分割調整、売上税補充分と州間財政調整分 [億DM]

A (B)	予算A (B) [B/A%]	決算A (B) [B/A%]	乖離率
給与所得税(税収分割)	2,605.6 (126.6) [4.9]	2,654.7 (125.1) [4.7]	1.9% (-1.2%)
利子源泉税(税収分割)	119.3 (34.6) [29.0]	143.4 (37.2) [25.9]	20.2% (7.5%)
法人税(税収分割)	471.5 (31.5) [6.7]	485.7 (19.4) [4.0]	3.0% (-38.4%)
小計	3,196.4 (192.7) [6.0]	3,283.8 (181.7) [5.5]	2.7% (-5.7%)
売上税等を除く州税	2,001.2	2,068.4	3.3%
	予算 [比重%]	決算 [比重%]	乖離率
売上税補充分	186.5 [15.4]	219.8 [17.4]	17.8%
州間財政調整分	142.2 [11.8]	161.8 [12.8]	13.8%
売上税州分	1,210.2 [100.0]	1,265.1 [100.0]	4.5%

注) 給与所得税や利子源泉税は連邦分と市町村分を、法人税は連邦分を含む。
出所) 筆者作成。

示し、売上税州分の伸び率(4.5%)を大幅に上回っている。このため、2000年決算の「売上税等を除く州税」の新州と旧州の格差は、1999年度実績の2000年予算に比べて拡大していることが分かる。

また、ザールラント(SL)州の「売上税等を除く州税」の2000年決算は、1999年度実績に比べて改善し、その売上税補充分も、予算の391,370千DMから決算の387,316千DMに減少している。これに対し、ニーダーザクセン州の「売上税等を除く州税」が、予算の17,367,550千DMから、決算の17,260,769千DMに減少したため、売上税補充分はそれぞれ、289,940千DMから1,059,523千DMと3倍以上に増大した。これが売上税補充分の各州合計の比較的大きな乖離に拍車をかけたわけである。

中間決算による過小設定の清算 2000年の売上税配分と州間財政調整の決算合計に対し、各州は、第1次施行令が示した予算上の引渡率に従って、内国売上税の徴収額から前払いしている。例えば、ヘッセン(HE)州の場合、内国売上税の連邦分(約52.0%)を除く前払い-6,156,324千DM〔6〕は、表(決算付表)3-1(以下、各行番号を〔6〕のように表す)のように、その徴収総額-16,824,081千DM(=-7,724,978〔4〕÷45.91619535%)に、連邦分を除く予算上の引渡率36.6%(=88.6%〔B〕-52.00766465%)を掛けた金額である。

また、第1次施行令第1条5項(2000:8)は、「売上税の配分と州間財政調整の前払いが、調整年度の期間のなかで、その調定額が明らかになるに従い、四半期毎の中間決算で実際の収入に適合するように清算される」としている。このため、ヘッセン州は、中間決算の調整額として-1,460,007千DM〔7〕を支払っている。その結果、手元に残った内国売上税の州分の中間決算合計2,339,553千DM〔8〕は、売上税配分と州間財政調整の決算合計2,355,984千DM〔3〕に対し、16,431千DM〔9〕の「払い過ぎ」であるから、この金額が金庫面の差額清算として還付される。

この差額清算には、ノルトライン・ヴェストファーレン(NW)州のように、中間決算の「支払不足」に対して-22,229千DM〔9〕を追加的に支払う場合もある。しかし、金庫面の差額清算は、予算と決算の乖離や州間財政調整の拠出金・交付金の支払・受取とは、全く性質の異なるものであり、行政執行上の「処理」にすぎない。

これに対して、中間決算は、予算引渡率の過小設定を実質的に清算する意味で、重要な役割を担っている。例えば、2000年のヘッセン(HE)やハンブルク(HH)州の決算引渡率はそれぞれ、97.2%、94.7%(A)であったが、予算引渡率の88.6%、88.8%(B)に比べて、大幅に上昇し、-8.6、-5.9ポイント(C)の過小設定であった。この過小設定分

は、金庫面の差額清算〔9〕が無視できる程度の金額であるから、内国売上税徴収総額に占める中間決算調整額の割合-8.7, -6.0ポイント(D)にほぼ相当する。また、新5州への「月別引き渡し額」の過小設定も、例えばザクセン(SN*)州のように、中間決算調整額の1,177,650千DM〔7〕の受取によって修正される。予算上の引渡率や月別引き渡し額の過小設定は、各州の実際の財政運営に支障がないように、四半期ごとの中間決算で清算されているのである。

3. ドイツ統一基金の州分担金の清算

ドイツ統一基金への州分担金 第1次施行令は予算上、各州の内国売上税の引渡率を算定するが、この引渡率には、ドイツ統一基金への州分担金(Länderbeitrag)が含まれていない。このため、第2次施行令の決算で、州分担金が清算される。

この州分担金に関して、財政調整法第1条2項は、連邦が、ドイツ統一基金への債務相殺(Schuldendienstleistungen)のために連邦補助金の50%に相当する州分担金に、年間1,073,712,950.51ユーロ〔21億DM〕を追加した金額を旧州から受け取ると規定していた。しかし、1998年6月16日には、財政調整法第1条2a項(BGBl, 1998 IS. 3121, 3125)が追加され、2000年の追加金額は、777,163,659.42ユーロ〔15.2億DM〕に減額された。その結果、第2次施行令2000(2002:6)の計算根拠第2条は、2000年の州分担金の各州合計が、表(決算附表)3-2(以下、各行番号を〔6〕のように表す)の決算合計〔4〕のように、2,725,185,726.78ユーロ〔53.3億DM〕になったと規定している。

各州の分担金決算額は、財政調整法第1条2項, 2a項, 3項に従って算定される。第1に、州分担金の各州合計53.3億DM〔4〕は、表3-2のベルリン(BE)の実人口按分額167,533,777DM〔1〕が除かれる。第2に、この除いた金額の半分2,581,233,111DM〔2〕はそれぞれ、実人口数〔1〕と調整後財政力〔2〕で按分される。第3に、これらの合計金額は、第1条3項2文による再算定〔3〕で調整され、各州の分担金が決定的される。

ベルリンの州分担金は、表3-2が示すように、調整後財政力による按分〔2〕がないから、実人口按分を2倍した金額になる。いま、旧州の実人口1人当たり金額をA(DM)とすれば、ベルリンの州分担金は、実人口按分額を2倍して、 $[A \times 2 \times 2,105,989]$ で表される。また、ベルリンを除く旧州の人口数は、64,894,956人であるから、実人口1人当たり金額Aは、以下のように表すことができる。

$$[(53.3 \text{億 DM} - A \times 2 \times 2,105,989) / 2] / 64,894,956 = A.$$

これにより、実人口1人当たり金額Aは、39.775584DMと計算され、ベルリンの分担金は、実人口按分額を2倍した167,533,777DM ($=39.775584 \times 2 \times 2,105,989$)となる。

州分担金の算定方法 実人口按分の各州合計2,748,766,889 DM {1}は、表3-2のように、ベルリンの分担金を含んでいるから、これを除いた金額は、調整後財政力による按分総額2,581,233,111 DM {2 : $2,748,766,889 \{1\} - 167,533,777$ }に一致する。ベルリンを除く旧州は、調整後財政力による分担金があるので、実人口按分を2倍する必要はない。第1に例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン(NW)州の実人口按分による分担金{1}は、715,807,034 DM ($=39.775584 \times 17,996,153$)となる。

第2に、調整後財政力による按分額は、例えばNW州の調整後財政力85,859,657千DM [決算付表1-4(113)行:本稿では未掲載]が、ベルリンを除く旧州の調整後財政力合計309,749,282千DMの27.71908%を占めるから、これに按分すべき総額2,581,233,111 DMを掛けて、715,494千DM {2}となる。

第3に、財政調整法第1条3項による再算定分(Umschichtung)は、州分担金に関する州間の「水平的」財政調整を意味し、財政力が高い州の分担金の追加によって弱体州のそれを軽減するものである。このため、2000年の再算定総額は、拠出州の分担金の割増と交付州の分担金の軽減で合計±636百万DM {3}である。

この再算定総額は、1995年当初、±848百万DMであった。1996~2000年までの再算定総額は、1995年の金額の5%が毎年減額される。このため、1996年の合計は±805百万DM ($=\pm 848,000,000 - 848,000,000 \times 0.05 = 848,000,000 - 42,400,000$)、以後毎年42.4百万DMずつ減額され、1997年±763.2百万DM、1998年±720.8百万DM、1999年±678.4百万DM、2000年では±636百万DMとなったわけである。

その結果、NW州の再算定分は、237,750,000 DM {3}の「割増」となり、これに実人口数と調整後財政力による按分額を加えた州分担金は、1,669,051,148 DM {4}となる。これに対し、ニーダーザクセン(NI)州の州分担金は、再算定によって、-399,000,000 DM {3}が「軽減」されるから、207,020,684 DM {4}で確定した。

輸入売上税州分の連邦留保による清算 ドイツ統一基金への州分担金は、州税務当局が所管する内国売上税に対し、州から連邦への引渡率の割増を要請するものではない。実際、第1次施行令による州間の引渡率の決定には、ドイツ統一基金への州分担金が含まれていなかった。なぜなら、2000年のドイツ統一基金への州分担金53.3億DMは、表3-2 {5}の各州合計が示すように、連邦大蔵省が所管する輸入売上税の「留保分」として、財源が確保されるからである。

表(決算附表) 3-1 2000年決算の売上税配分と州間財政調整の金庫面での差額清算(1,000DM)

	NW	BY	BW	NI	HE	SN*	RP	ST*
1 財政調整法第2条の実人口数による売上税州間配分: 決算附表1の(38)	22,890,180	15,496,629	13,352,482	11,123,137	7,704,063	12,136,618	5,124,009	7,479,963
2 財政調整の拠出金(-)と交付金: 決算附表1の(126)	-2,232,020	-3,684,959	-3,827,856	1,111,049	-5,348,079	2,311,546	765,837	1,391,355
3 決算合計:(1+2)	20,658,160	11,811,670	9,524,626	12,234,186	2,355,984	14,448,164	5,889,846	8,871,318
【再算定】								
4 州税務当局所管の内国売上税徴収額の州分	30,063,156	15,174,431	12,704,351	4,422,149	7,724,978	2,366,736	4,102,822	1,314,937
5 連邦大蔵省所管の輸入売上税徴収額の州分	6,636,188	4,478,665	3,860,726	2,910,610	2,230,906	1,646,356	1,486,465	978,429
6 引渡率による垂直的執行の前払い[支払(-)/受取]: $-\frac{[(4)}{0.4591619535}] \times \frac{[(B-52.00766465)]}{100}$	-14,333,781	-6,507,943	-5,780,609	2,986,321	-6,156,324	9,329,391	197,265	5,943,376
7 中間決算による清算額[支払(-)/受取]	-1,685,174	-1,442,857	-1,340,209	1,867,728	-1,460,007	1,177,650	117,550	701,202
8 中間決算合計:(4+...+7)	20,680,389	11,702,296	9,444,259	12,186,808	2,339,553	14,520,133	5,904,102	8,937,944
9 差額清算[州からの支払(-)/州への支払]: (3-8)	-22,229	109,374	80,367	47,378	16,431	-71,969	-14,256	-66,626
【筆者追加】								
(A) 2000年決算の引渡率(%) : $-100 \times \frac{[(1)-(4)-(5)+(2)]}{[(4)/0.459]} + 52.0$	76.5	75.7	77.4	1.1	97.2		48.6	
(B) 2000年予算の引渡率(%) : 予算附表2(12)再掲	73.9	71.7	72.9	21.0	88.6		49.8	
(C) 引渡率の過小設定分(%) : (B)-(A)	-2.6	-4.0	-4.5	19.9	-8.6		1.2	
(D) 中間決算調整額/内国売上税徴収総額(%) : $(7)/[(4)/0.459] \times 100$	-2.6	-4.4	-4.8	19.4	-8.7		1.3	

出所) 第2次施行令2000 (BR. Drucks. 34/02)。

表(決算附表) 3-2 2000年決算のドイツ統一基金への州分担金の金庫面での差額清算(DM)

	NW	BY	BW	NI	HE	SN*	RP	ST*
1 実人口数で按分されたドイツ統一基金への負担	715,807,034	484,600,623	417,550,249	314,702,866	240,916,500		160,234,723	
2 財政調整後の財政力で按分されたドイツ統一基金への負担	715,494,114	488,239,341	422,250,236	291,317,818	249,358,664		148,092,452	
3 財政調整法第1条3項による再算定	237,750,000	157,500,000	137,250,000	399,000,000	81,000,000		-39,750,000	
4 決算合計:(1+2+3)	1,669,051,148	1,130,339,964	977,050,485	207,020,684	571,275,164		268,577,175	
【支払済み金額】								
5 連邦大蔵省所管の輸入売上税の月別分割払いの留保分	1,671,454,445	1,124,733,933	971,087,265	229,647,915	562,918,978		281,395,921	
6 中間決算による調整額[支払(-)/受取]	-930,927	4,319,945	5,077,791	-23,063,429	8,394,614		-12,365,915	
7 中間決算合計:(5+6)	1,670,523,518	1,129,053,878	976,165,056	206,584,486	571,313,592		269,030,006	
8 差額清算[州からの支払(-)/州への支払]: (7-4)	1,472,370	-1,286,086	-885,429	-436,198	38,428		452,831	

出所) 第2次施行令2000 (BR. Drucks. 34/02)。

表(決算附表) 3-3 2000年決算の売上税配分・州間財政調整とドイツ統一基金への旧州分担金の金庫面での差額清算(DM)

【筆者追加】	NW	BY	BW	NI	HE	SN*	RP	ST*
表3-1の(9)と表3-2の(8)の差額清算合計: :(9)×1,000+(8)	-20,756,630	108,087,914	79,481,571	46,941,802	16,469,428	-71,969,000	-13,803,169	-66,626,000

出所) 第2次施行令2000 (BR. Drucks. 34/02)。

ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔IV〕(中井・他)

SH	TH*	BB*	MV*	SL	BE	HH	HB	合計	〈確認チェック〉	残高
3,537,274	6,881,589	6,891,294	4,825,652	1,747,655	4,303,427	2,172,956	841,508	126,508,436		-126,508,436
362,104	1,310,663	1,259,576	977,116	326,028	5,500,422	-1,087,475	864,693	16,180,389	-16,180,389	0
3,899,378	8,192,252	8,150,870	5,802,768	2,073,683	9,803,849	1,085,481	1,706,201	126,508,436	0	-126,508,436
2,816,661	1,318,634	1,695,531	699,364	1,297,951	3,336,175	6,500,866	677,147	96,215,889	-96,215,889	-96,215,889
1,023,438	903,836	958,185	660,391	395,241	1,249,879	628,377	244,856	30,292,548		-30,292,548
-54,739	5,479,322	5,179,429	4,150,213	387,486	5,294,440	-5,209,100	364,375	39,311,618	-38,042,496	-1,269,122
103,369	527,133	322,115	317,071	3,307	-54,301	-852,300	428,600	5,565,725	-6,834,848	1,269,123
3,888,729	8,228,925	8,155,260	5,827,039	2,083,985	9,826,193	1,067,843	1,714,978	126,508,436	0	-126,508,436
10,649	-36,673	-4,390	-24,271	-10,302	-22,344	17,638	-8,777	281,837	-281,837	0
51.0				38.5		94.7	-1.2			
52.9				38.3		88.8	27.3			
1.9				-0.2		-5.9	28.5			
1.7				0.1		-6.0	29.1			

SH	TH*	BB*	MV*	SL	BE	HH	HB	合計	〈確認チェック〉
110,615,351				42,539,363	167,533,777	67,951,291	26,315,112	2,748,766,889	0
102,523,863				39,347,430		92,494,724	32,114,469	2,581,233,111	0
-98,250,000				-57,750,000	0	22,500,000	-41,250,000	636,000,000	-636,000,000
114,889,214				24,136,793	167,533,777	182,946,015	17,179,581	5,330,000,000	
122,802,214				27,664,255	168,354,495	158,250,088	11,690,495	5,330,000,004	0
-7,978,412				-3,299,220	-342,657	24,519,695	5,668,511	47,980,556	-47,980,560
114,823,802				24,365,035	168,011,838	182,769,783	17,359,006	5,330,000,000	
-65,412				228,242	478,061	-176,232	179,425	2,849,357	-2,849,357

SH	TH*	BB*	MV*	SL	BE	HH	HB	合計	〈確認チェック〉
10,583,588	-36,673,000	-4,390,000	-24,271,000	-10,073,758	-21,865,939	17,461,768	-8,597,575	-279,026,071	279,026,071

輸入売上税の州分は、第1次施行令の本文第1条4項(2000:2)によれば、「連邦大蔵省が毎月15日に、前月の税収入を基準にした月別分割支払い(Abschlagszahlung)を行い、毎月の分割払いは、翌月の分割払いで清算される」としている。また、第1次施行令の計算根拠第1条に関する6項(2000:8)によれば、「連邦大蔵省が所管する輸入売上税の州分の毎月の支払いは、売上税の配分と州間財政調整の四半期毎の中間決算において、清算される」としている。ドイツ統一基金への州分担金は、連邦大蔵省が毎月、各州に引き渡すべき輸入売上税の各州合計302.9億DM(表3-1の[5])のうち、53.3億DMを引き渡さないで留保していたわけである。

しかしながら、輸入売上税の留保分が、各州ごとの州分担金の確定額に一致するとは限らない。例えば、NW州の留保分は、表3-2のように1,671,454,445DM{5}である。この金額が中間決算による乖離-930,927DM{6}で調整された1,670,523,518DM{7}も、州分担金の確定額1,669,051,148DM{4}に比べて、1,472,370DM{9}が留保されすぎている。このため、連邦大蔵省は、NW州に対する輸入売上税の引き渡しをその金額だけ「増額」して、金庫面での清算を完了するわけである。

他方、バイエルン(BY)州の留保分は、1,124,733,933DM{5}である。この金額が中間決算で調整された1,129,053,878DM{7}は、州分担金の確定額1,130,339,964DM{4}に比べて、-1,286,086DM{9}の留保不足が生じている。このため、連邦大蔵省は、バイエルンに対する輸入売上税の引き渡しをその金額だけ「減額」して、金庫面での清算を完了するわけである。その結果、州分担金の金庫面での清算は、増額と減額ごとに旧州の各州を合計すれば、±2,849,357DM(8)になる。

連邦大蔵省が所管する輸入売上税の「垂直的」執行による金庫面での清算は、表3-1の売上税配分・州間財政調整と表3-2のドイツ統一基金への州分担金を合わせたものである。例えば、NW州の両者の金庫面での清算額はそれぞれ、-22,229,000DM[9]の支払いと1,472,370DM{8}の受取りになる。このため、NW州の「純」清算額は表3-3(筆者追加)のように、-20,756,630DMの支払いになる。他方、バイエルン州の金庫面での清算額は、売上税配分・州間財政調整分109,374,000DM[9]の受取りとドイツ統一基金への州分担金分-1,286,086DM{8}の支払いになるから、「純」清算額は、108,087,914DMの受取りになる。第2次施行令(2002:2)が、その序文で指示した金額±142,663,764.74ユーロ[±279,026,071DM]は、これらの「純」清算額の受取と支払いを各州で合計したものである。

IV. 連邦と富裕州が支える協調的連邦主義の頑健性

連邦補充交付金による全体責任の確保 1987年の連邦・州間財政調整法 11a 条 1 項の第 8 次改正は、1988年からの連邦補充交付金の総額を売上税の 2 % (1974年から1.5%) に引き上げた。最も大きな改正内容は、第 4 項の「不足分」であり、これが現在の「不足額補充交付金」に発展したのである。弱体州は、州間財政調整で調整額測定値の95%を保障されていたが、連邦補充交付金は、さらに調整額測定値の99%までの不足額に100%、調整額測定値の99%~100%までの不足額に33・1/3%を補充して、最終的には99.33・1/3%の保障になった(中井・伊東・齊藤, 2008b: 58-60)。

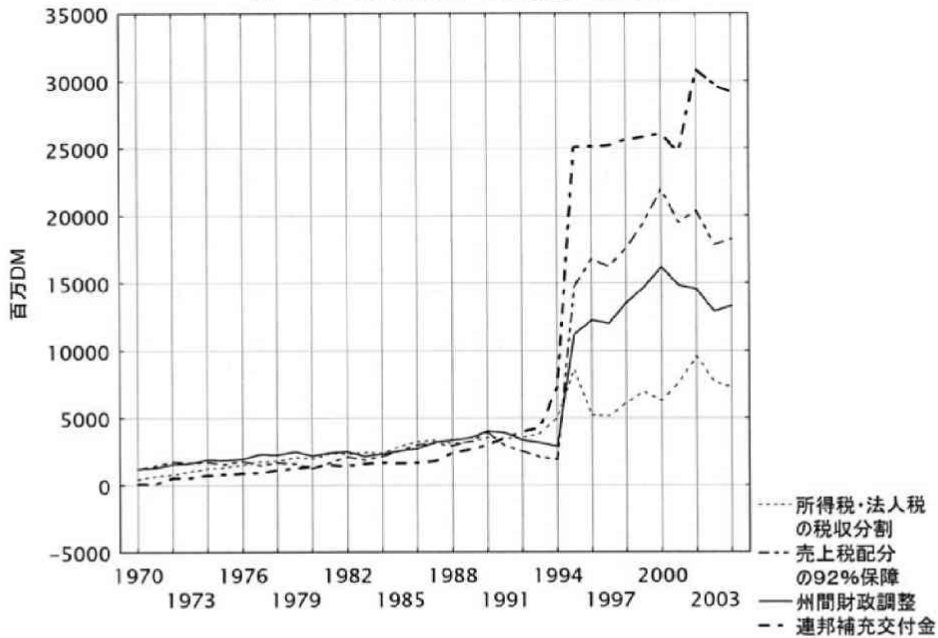
第 1 に、2000年の不足額補充交付金は、すべての交付州を対象とし、その総額は1995年 4,789百万 DM から7,230百万 DM (3,696百万ユーロ) のピークに達し、2003年には5,750百万 DM (2,940百万ユーロ) に低下している。第 2 に、新州の特別需要補充交付金は、社会資本整備の遅れを早期に取り戻す特別負担や市町村の偏在する財政力の調整のため、新州に対する2019年までの金額と配分率を規定している。1995~2001年までの総額は、毎年140億 DM (7,158百万ユーロ) であったが、2002年以降は206億 DM (10,533百万ユーロ) に引き上げられている。第 3 に、行政費用の特別需要補充交付金は、政治的な執行で連邦平均以上に費用がかかるものが対象であり、新州以外にも HB, RP, SL, SH 州にも交付される。その総額は1995年以降、毎年1,537百万 DM (786百万ユーロ) である。この他、旧州の交付州を対象とした過渡的な連邦補充交付金と、ブレーメンやザールラントの再開発を対象とした連邦補充交付金がある。

これらの連邦補充交付金によって、例えば新州のザクセン・アンハルト (ST*) 州の財政力は、2000年では水平的財政調整後の0.925倍から1.086倍に引き上げられたのである(中井, 2007: 104-112)。

全体責任に依存した新州の参加 以上のように、第 3 期の多段階調整という「調整制度」は、全州的財政調整でも ①売上税の垂直的税収配分の見直し、②順位逆転の修正、③拠出率の見直しといった程度で、大きな改正を必要としなかった。しかし、連邦や州の交付金総額などの「調整規模」に関しては、大きな「構造変化」をもたらしている。

第 1 の構造変化は図 1 のように、所得税・法人税の税収分割がトレンドに沿っているのに対し、間接限界責任の州間財政調整と、全体責任の連邦補充交付金や売上税配分の「92%保障」の総額が、新州参加の1995年にいずれも前年の 4 倍近くに「ジャンプ」している

図1 全州的財政調整と調整規模の構造変化



出所) Finanzbericht (各年版) や第2次施行令より, 筆者作成。

ことである。連邦補充交付金は、新州の特別需要補充交付金140億 DM の新設に起因する。州間財政調整と売上税補充分の「92%保障」は、新州と旧州との税収格差を反映して急増し、その財源として、売上税の垂直的税収配分を「折半ルール」に近づけたのである。

第2の構造変化は、調整規模の「ピークの有無」である。州間財政調整と「92%保障」の総額は、1970年代以降で、それぞれ1990年の4,023.8百万 DM, 3,949.4百万 DM をピークに減少傾向にあった。また、全州的財政調整でも、総額は4倍以上に膨らんだが、それぞれ2000年の16,180.6百万 DM, 21,976.1百万 DM をピークに再び減少傾向にある。これに対し、連邦補充交付金は、1970年代以降で年々増加し、全州的財政調整後でも、新州の特別需要補充交付金が1995年以降の140億 DM から2002年以降206億 DM に増額されたことで、そのピークが見えてこない。

その結果、第3の構造変化は、全体責任と間接限界責任の総額が「逆転」したことである。1970年代、連邦補充交付金の総額は州間財政調整の半分程度、「92%保障」はほぼ同額で推移してきたが、1995年に逆転し、それぞれ州間財政調整の2倍、1.5倍にまで膨らんでいる。この逆転現象は、新州の特別需要補充交付金の期限である2019年まで続くと考えられ、新州は、各州の間接限界責任よりも、連邦の全体責任に依存して全州的財政調整に

参加できたのである。

協調的連邦主義の頑健性 基本法第107条2項は、「弱体州の財政赤字が、州間財政調整で解消されないとき、連邦政府は補充交付金を交付する」として、社会国家の全体責任の確保を明記している(伊東, 1995: 107)。連邦国家の担い手(プロバイダー)である各州の間接限界責任は、人口1人当たり財政力の「連邦平均」に対する最高と最低の「両極調整」を目的としている。しかしながら、両極の乖離が水平的財政調整の許容範囲を超えるとき、連邦政府は社会国家の担い手として連邦補充交付金によって全体責任を確保するのである(中井, 2007: 111)。

協調的連邦主義とは、以上のように、連邦と富裕州が共同して貧困州を支えるシステムであり、連邦の全体責任と各州の間接限界責任との調和である。この調和こそが、旧東ドイツ諸州を含む「全州的財政調整」への移行に際して、大幅な制度改正を必要としなかった理由である。「南から北へ」の州間財政調整は、ドイツ統一後、「西から東へ」の全州的財政調整に転換した。しかし、旧東ドイツ新州の「生活関係の統一性」を確保するには、今後も、膨大な財源を必要としている。この財源確保は、所得税や法人税、売上税の共通税が対象になる。このため、直接限界責任としての税率操作権は、カナダのように各州が個別に行使するのではなく、連邦と州の共同決定によって行使されるのである。

新州の参加は、各州の間接限界責任よりも連邦の全体責任に依存するという「調整規模」の構造変化をもたらしたが、大幅な法改正という「調整制度」の変更を必要としなかったことから、1970年以降の協調的連邦主義の頑健性を証明したのである。

参考資料4 州間財政調整法と施行令の経過

	垂直的税収・事務配分	水平的財政調整	州間財政調整法・施行令	[付表内容]
1995年度	基本法改正(財政改革法) (BGBl. 1969 I S. 359)	全州的財政調整法1995 (BGBl. 1993 I S. 944, 977) 1993年6月23日:56.0%, 44% ①改正法:第17条追加 (BGBl. 1994 I S. 2066) 1994年8月9日 ②改正法:第10条改正 (BGBl. 1995 I S. 583) 1995年4月28日	第1次施行令案1995 (BR. Drucks. 325/95) 1995年5月31日 [予算1995]	第2次施行令1995 (BR. Drucks. 403/97) 1997年6月3日 [決算1995]
1996年度		③改正:売上税配分 1996・1997 (BGBl. 1995 I S. 1506) 1995年12月13日:50.5%, 49.5% ④JStErG1996:第17条改正 (BGBl. 1995 I S. 1959, 1962) 1995年12月18日	第1次施行令案1996 (BR. Drucks. 120/96) 1996年2月12日 [予算1996]	第2次施行令1996 (BR. Drucks. 73/98) 1998年1月21日 [決算1996]
1997年度			第1次施行令案1997 (BR. Drucks. 135/97) 1997年2月26日 [予算1997]	第2次施行令1997 (BR. Drucks. 38/99) 1999年1月21日 [決算1997]
1998年度		⑤改正:売上税配分1998～ (BGBl. 1997 I S. 2590, 2598) 1997年10月29日:市町村2.2% ⑥改正:年金保険1998, 1999～ (BGBl. 1997 I S. 3121, 3125) 1997年12月19日:3.64%, 5.63%～ ⑦ドイツ統一基金1998～2000 (BGBl. 1998 I S. 1290) 1998年6月16日	第1次施行令案1998 (BR. Drucks. 275/98) 1998年3月25日 [予算1998]	第2次施行令1998 (BR. Drucks. 123/00) 2000年2月24日 [決算1998]
1999年度		⑧HB, SL 再建:1999～2002 (BGBl. 1999 I S. 1382) 1999年6月17日	第1次施行令案1999 (BR. Drucks. 117/99) 1999年2月22日 [予算1999]	第2次施行令1999 (BR. Drucks. 546/01) 2001年7月6日 [決算1999]
2000年度		⑨売上税配分の児童手当: 2000～ (BGBl. 1999 I S. 2552, 2560) 1999年12月22日:州分0.25%増	第1次施行令案2000 (BR. Drucks. 169/00) 2000年3月20日 [予算2000]	第2次施行令2000 (BR. Drucks. 34/02) 2002年1月17日 [決算2000]
2001年度		⑩ドイツ統一基金2001～2003 (BGBl. 2000 I S. 1917) 2000年12月21日 全州的財政調整法2005: SFG (BGBl. 2001 I S. 3955) 2001年12月20日	第1次施行令案2001 (BR. Drucks. 87/01) 2001年2月7日 [予算2001]	第2次施行令2001 (BR. Drucks. 577/03) 2003年8月13日 [決算2001]
2002年度		⑪売上税配分の児童手当: 2002～ (BGBl. 2001 I S. 2074) 2001年8月16日:州分0.6%増	第1次施行令案2002 (BR. Drucks. 35/02) 2002年1月17日 [予算2002]	第2次施行令2002 (BR. Drucks. 228/04) 2004年3月24日 [決算2002]
2003年度			第1次施行令案2003 (BR. Drucks. 116/03) 2003年2月13日 [予算2003]	第2次施行令2003 (BR. Drucks. 64/05) 2005年1月25日 [決算2003]
2004年度			第1次施行令案2004 (BR. Drucks. 92/04) 2004年1月30日 [予算2004]	第2次施行令2004 (BR. Drucks. 920/05) 2005年12月23日 [決算2004]

出所) 筆者作成。

参 考 文 献

- [1] Bundesministerium der Finanzen (1986-2007), *Finanzbericht*, Bonn.
- [2] Geske, Otto-Erich(1985), Der bundesstaatliche Finanzausgleich in Streit der Länder, *DÖV*, 38, 421-430.
- [3] Fischer-Menshausen, H.(1983), Art. 107(Länderfinanzausgleich), Hrsg. von Ingo von Münch, *Grundgesetz-Kommentar*, Bd.3, 839, München.
- [4] 伊東弘文(2002)「地域間の財政連帯—1955年のドイツ財政基本規範改革の経験」(甲斐論・濱砂敬郎編著『国際経済のグローバル化と多様化 I—グローバル経済下の環境・会計・歴史』九州大学出版会。
- [5] — (1997)「水平的財政調整システムの誕生」(伊東弘文・徳増佛洪編著『現代経済システムの展望』九州大学出版会。
- [6] — (1995a)『現代ドイツ地方財政論(増補版)』文真堂。
- [7] — (1995b)「ドイツにおける地域的収入帰属一州と市町村」(地方自治センター『地方譲与基準等に関する調査研究報告書』。
- [8] — (1995c)「ドイツ連邦制の政府間財政関係」(日本地方財政学会編『税制改革の国際比較』勁草書房。
- [9] — (1994-5)「ドイツの連邦財政整理計画実施法について—財政の「内的統一」は達成されるか(1)(2)(3)(4)』『自治研究』第70巻第3・8・9号, 第71巻第2号。
- [10] — (1994a)「統一ドイツと財政調整—連邦制財政システムは生き残れるか—」九州大学『経済学研究』第60巻第1・2合併号。
- [11] — (1994b)「ドイツ連邦制財政システムを考える」『地方財務』12月号。
- [12] — (1989a)「連邦・州間財政調整をめぐる憲法紛争の発生と解決」(原田溥・津守常弘編著『現代西ドイツの企業経営と公共政策』九州大学出版会。
- [13] — (1989b)「西ドイツの連邦・州間財政調整の新局面—1987年の第8次法改正をめぐって」(大島通義・宮本憲一・林建久編著『政府間財政関係論』有斐閣。
- [14] — (1988)「西ドイツ—政府間財政関係の変動」(行政管理センター『西欧諸国の行政改革—イギリス・ドイツ・西ドイツ』。
- [15] 伊藤 廉(1976)「西ドイツの邦間財政調整のしくみ」(地方財務協会『世界の地方財政制度〔II〕』)。
- [16] 大島通義(2001)「政策ネットワークから見たドイツ財政」『獨協経済』第73号。
- [17] 自治体国際化協会編(2003)『ドイツの地方自治』自治体国際化協会。
- [18] 寺尾 隆(2006)「現代ドイツ研究のための印刷・電子メディア」『香散見草』(近畿大学中央図書館報)第34号, 27-31。
- [19] 中井英雄(2007)『地方財政学—公民連携の限界責任—』有斐閣。
- [20] —・伊東弘文・齊藤慎(2007)「ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔I〕—1950年代前半の算定方法と制度連携—」近畿大学『生駒経済論叢』第5巻第2号, 1-30。
- [21] —・—・—(2008a)「ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔II〕—協調的連邦主義への振り子型トリガー—」近畿大学『生駒経済論叢』第5巻第3号, 1-32。
- [22] —・—・—(2008b)「ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔III〕—第3期の税源「大結合」と協調的連邦主義の確立—」近畿大学『生駒経済論叢』第6巻第1号, 31-70。
- [23] 中村良広(2002)「ドイツ州間財政調整の改革—基準法の成立とその政策的意義—」(北九州大学『商経論集』第38巻第1号。

- [24] 連邦大蔵省学術審議会(1992)／伊東弘文訳(1994-5)「ドイツ連邦共和国における州間財政調整に関する勧告」ドイツ連邦共和国(邦訳『地方税』1994年12月号～1995年3月号, 地方財務協会。
- [25] レンチュ, W.／伊東弘文訳(2000)「海外の地方税財政事情：ドイツ連邦共和国における連邦国家の現代化, 財政調整及び連邦憲法裁判所」『地方財政』第39巻3号。
- [26] Renzsch, W.(1991), *Finanzverfassung und Finanzausgleich: Die Auseinandersetzungen um ihre politische Gestaltung in der Bundesrepublik Deutschland zwischen Währungsreform und deutscher Vereinigung* (1948 bis 1990), Bonn: Dietz (レンチュ, W. (1999)／伊東弘文訳『ドイツ財政調整発展史—戦後から統一まで』九州大学出版会)。
- [27] シュメルダース, G. (1970)／山口忠夫・中村英雄・里中恒志・平井源治訳(1981)『財政政策 [第三版]』中央大学出版会。
- [28] Statistisches Bundesamt (1997-2008), *Statistisches Jahrbuch 1995-96 für die Bundesrepublik Deutschland*, Weisbaden: Metzler Poeschel.
- [29] 高田 敏・初宿正典(編訳)(2001)『ドイツ憲法集 [第三版]』信山社。
- [30] 山越道三(1957)「西独の連邦, 邦, 市町村間財政調整制度」『レファレンス』第78巻7月。
- [31] Zabel, G. (1985), *Die Entwicklung des Länderfinanzausgleichs in der Bundesrepublik Deutschland*, Zimmermann, H.(Hrsg.)(1985), *Räumliche Aspekte des kommunalen Finanzausgleichs*, Hannover: Vincentz.

主要関連法令

- 基本法改正(財政改革法)(BGBl. 1969 IS. 359), Einundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Finanzreformgesetz), Vom 12. Mai 1969, *Bundesgesetzblatt*.
- 全州的財政調整法1995 (BGBl. 1993 IS. 944, 977), Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern (Finanzausgleichgesetz-FAG): Arttikel 33 des Gesetzes vom 23. Juni 1993, *Bundesgesetzblatt*.
- 第1次施行令案1995 (BR. Drucks. 325/95), Erste Verordnung zur Durchführung des Gesetzes Über den Finanzausgleichs zwischen Bund und Länder im Ausgleichsjahr 1995, Vom 31. Mai 1995, *Bundesrat*.
- 第2次施行令1995 (BR. Drucks. 403/97), Zweite Verordnung zur Durchführung des Gesetzes Über den Finanzausgleichs zwischen Bund und Länder im Ausgleichsjahr 1995, Vom 3. Juni 1997, *Bundesrat*. (以上, 参考資料4を参照)